

堺市公報 第64号	平成31年 3月29日発行
堺市公報	発行
	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則 【消防局総務部人事課】	3
<告示>	
○道路法に基づく市道路線の認定について 【建設局土木部路政課】	6
○道路法に基づく市道路線の区域決定及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	8
<公告>	
○堺市立大浜体育館等の開館(場)時間、休館(場)日、使用時間及び利用料金について 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	10
○堺市金岡公園体育館等の開館(場)時間、休館(場)日、使用時間及び利用料金について 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	17
○堺市立美原体育館等の開館(場)時間、休館(場)日、使用時間及び利用料金について 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	27
○堺市立美原総合スポーツセンターの開館(場)時間、休館(場)日、使用時間及び利用料金について 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	33
○予防接種法に基づく定期予防接種(A類疾病)の実施について 【健康福祉局健康部保健所感染症対策課】	38
○予防接種法に基づく高齢者の肺炎球菌定期予防接種の実施について 【健康福祉局健康部保健所感染症対策課】	40
○堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の利用料金について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】	41
○堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の開館時間及び休館日について	

【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】	46
○堺市立日高少年自然の家の利用料金について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】	46
○堺市立日高少年自然の家の休館日について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】	47
○堺市立勤労者総合福祉センターの利用料金及び開館時間等について	
【産業振興局商工労働部雇用推進課】	48
○堺市立農業公園「交流施設」の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	52
○堺市立農業公園「交流施設」の開園時間、休園日及び利用時間について	
【産業振興局農政部農水産課】	53
○堺市立農業公園「加工体験施設」の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	53
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	56
○堺市立農業公園「加工体験施設」の開園時間、休園日及び利用時間について	
【産業振興局農政部農水産課】	57
○都市公園の区域変更に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	58
<上下水道局管理規程>	
○堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部総務課】	62
○堺市上下水道事業管理者職務代理者の指定に関する規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部総務課】	65
○堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部総務課】	65
○堺市上下水道局文書規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部総務課】	68
○堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部総務課】	69
○堺市上下水道局電子計算機管理運用規程等の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部総務課】	84
○堺市上下水道局統計取扱規程の一部を改正する規程	
【上下水道局経営企画室】	85
○堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部経理課】	86
○堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部給排水設備課】	106

＜上下水道局告示＞

○堺市上下水道事業の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関の指定の一部改正について

【上下水道局総務部経理課】 111

＜教育委員会告示＞

○堺市指定史跡の指定解除について

【文化観光局文化部文化財課】 111

規 則

堺市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

堺市規則第22号

堺市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

堺市消防局消防職員委員会に関する規則（平成20年規則第128号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じたときに新たに指名される委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、これを再任することができる。

第9条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において」を「前項の場合において、委員長は」に改め、「取扱い」の次に「(審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、当該会議に係る前条第1項の規定による意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(運営上の留意事項)

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提

出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。
別記様式を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、この規則による改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して1年を超えない範囲内において消防長が定める日までの期間とする。

別記様式

意 見 書

提出者所属名	意 見 提 出 日	年 月 日	※2 整理番号
提出者氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付	年 月 日	
(意見取りまとめ者を經由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において希望する提出者氏名の取扱い 記名 ・ 匿名			

堺市消防局消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。	
件 名	
区 分	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2は空欄とすること。

必要な資料があれば添付すること。

告 示

堺市告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
1224	泉田中豊田2号線	南区泉田中1143番1 南区豊田2990番31		本市施行
7690	福田268号線	中区福田790番10地先 中区福田790番13地先		開発に伴う寄付
ハ1038	浜寺諏訪森東2号線	西区浜寺諏訪森町東3丁342番6地先 西区浜寺諏訪森町東3丁342番4地先		〃
カ587	香ヶ丘29号線	堺区香ヶ丘町5丁60番5地先 堺区香ヶ丘町5丁60番8地先		都市計画法第39条による 帰属
ハ1037	土師212号線	中区土師町3丁1723番9地先 中区土師町3丁1724番6地先		〃
ヒ946	日置荘原寺日置荘北2号線	東区日置荘原寺町461番39地先 東区日置荘北町3丁301番1地先		〃
カ585	上草部1号線	西区上41番4地先 西区草部689番5地先		〃
カ586	上83号線	西区上167番5地先 西区上167番10地先		〃
1223	稲葉11号線	南区稲葉3丁318番26地先 南区稲葉3丁315番29地先		〃
7072	和田東2号線	南区和田東317番7地先 南区和田東317番3地先		〃
1124	野遠43号線	北区野遠町28番5地先 北区野遠町28番15地先		〃

堺市告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

市道路線区域決定調書

整理 番号	路線名	起 終 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
7690	福田268号線	中区福田790番10地先 中区福田790番13地先	4.70	25.22	
ハ1038	浜寺諏訪森東22号線	西区浜寺諏訪森町東3丁342番6地先 西区浜寺諏訪森町東3丁342番4地先	4.70	43.49	
カ587	香ヶ丘29号線	堺区香ヶ丘町5丁60番5地先 堺区香ヶ丘町5丁60番8地先	4.70	17.52	
ハ1037	土師212号線	中区土師町3丁1723番9地先 中区土師町3丁1724番6地先	4.70 5.70	81.57	
ヒ946	日置荘原寺日置荘北2号線	東区日置荘原寺町461番39地先 東区日置荘北町3丁301番1地先	5.70	89.43	
カ585	上草部1号線	西区上41番4地先 西区草部689番5地先	5.70 6.67	73.83	
カ586	上83号線	西区上167番5地先 西区上167番10地先	4.70	52.80	
4223	稲葉11号線	南区稲葉3丁318番26地先 南区稲葉3丁315番29地先	6.70	149.16	
9072	和田東2号線	南区和田東317番7地先 南区和田東317番3地先	5.70	21.00	
ノ124	野遠43号線	北区野遠町28番5地先 北区野遠町28番15地先	5.70	42.89	

公 告

堺市公告第167号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第2項及び第21条第1項第2号、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市立大浜体育館等の開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第20条第3項（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）及び堺市公園条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

第1 大浜体育館等 開館（場）時間、休館（場）日について

名 称	開館時間	休館日
大浜体育館	午前8時45分から 午後9時15分まで	・12月29日から 翌年の1月4日までの日 ・月に1回程度点検等の ため休館

名 称	開場時間	休場日
大浜公園野球場	午前9時から午後5時まで	12月29日から 翌年の1月4日までの日
三宝公園野球場 浅香山公園野球場	[10月から翌年の3月まで] 午前7時から午後5時まで [4月から9月まで] 午前7時から午後7時まで	
土居川公園テニスコート	[10月から翌年の3月まで] 午前8時から午後5時まで [4月から9月まで] 午前8時から午後7時まで	12月30日から 翌年の1月4日までの日
大浜公園テニスコート	・午前8時から午後9時まで ・ [5月から9月まで] [土・日・祝日] 午前7時から午後9時まで	
大浜公園相撲場	午前9時から午後9時まで	12月29日から 翌年の1月4日までの日

第2 大浜体育館等 利用料金について

1-1 体育館専用 (団体) 基本料金

大浜体育館

(単位:円)

区 分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:00	9:00 ~ 15:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	15:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
大 体 育 室	全 面	平日一般	9,000	7,200	7,200	16,200	16,200	23,400	14,400	30,600	23,400	39,600
		平日生徒等	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800
	休日等	一般	10,800	8,640	8,640	19,440	19,440	28,080	17,280	36,720	28,080	47,520
		生徒等	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760
	2 / 3 面	平日一般	6,000	4,800	4,800	10,800	10,800	15,600	9,600	20,400	15,600	26,400
		平日生徒等	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
	休日等	一般	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680
		生徒等	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840
	1 / 2 面	平日一般	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800
		平日生徒等	2,250	1,800	1,800	4,050	4,050	5,850	3,600	7,650	5,850	9,900
	休日等	一般	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760
		生徒等	2,700	2,160	2,160	4,860	4,860	7,020	4,320	9,180	7,020	11,880
1 / 3 面	平日一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200	
	平日生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600	
休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
	生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920	
小 体 育 室	全 面	平日一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
		平日生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
	休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840
		生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920
1 / 2 面	平日一般	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600	
	平日生徒等	750	600	600	1,350	1,350	1,950	1,200	2,550	1,950	3,300	
休日等	一般	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920	
	生徒等	900	720	720	1,620	1,620	2,340	1,440	3,060	2,340	3,960	
柔 道 場	平 日	一般	3,000	2,700	2,700	6,600	5,700	8,400	5,400	12,000	9,300	15,000
		生徒等	1,500	1,350	1,350	3,300	2,850	4,200	2,700	6,000	4,650	7,500
	休 日 等	一般	3,600	3,240	3,240	7,920	6,840	10,080	6,480	14,400	11,160	18,000
		生徒等	1,800	1,620	1,620	3,960	3,420	5,040	3,240	7,200	5,580	9,000
剣 道 場	平 日	一般	3,000	2,700	2,700	6,600	5,700	8,400	5,400	12,000	9,300	15,000
		生徒等	1,500	1,350	1,350	3,300	2,850	4,200	2,700	6,000	4,650	7,500
	休 日 等	一般	3,600	3,240	3,240	7,920	6,840	10,080	6,480	14,400	11,160	18,000
		生徒等	1,800	1,620	1,620	3,960	3,420	5,040	3,240	7,200	5,580	9,000
ト レ ー ニ ン グ 室	平 日	一般	3,000	2,700	2,700	6,600	5,700	8,400	5,400	12,000	9,300	15,000
		生徒等	1,500	1,350	1,350	3,300	2,850	4,200	2,700	6,000	4,650	7,500
	休 日 等	一般	3,600	3,240	3,240	7,920	6,840	10,080	6,480	14,400	11,160	18,000
		生徒等	1,800	1,620	1,620	3,960	3,420	5,040	3,240	7,200	5,580	9,000
研 修 室	第 1	平日	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000
		休日等	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200
	第 2	平日	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000
		休日等	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600
	第 3	平日	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000
		休日等	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する（次項の表において同じ。）
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額（休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の4割の額）を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として体育館長が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき基本料金（第2号及び第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、同様とする。

1-2 体育館共用（個人）利用料金

大浜体育館 (単位：円)

区分	利用料金	
	一般	生徒等
1人1種目1回	200	100

備考

- (1) この表において「1回」とは、体育館長が別に定める時間帯をいう。
- (2) 60歳以上、障がい者及びその介助者1名は半額とする（ただし、トレーニング室は除く。）。
- * 「障がい者」料金を適用される範囲は以下のとおり。
 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

1-3 体育館附属設備等利用料金

大浜体育館

(単位：円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金
バスケットボール器具	1式 1回	0	レクリエーション器具	1式 1回	2,000
バレーボール器具	1式 1回	0	得点板	1台 1回	100
バドミントン器具	1式 1回	0	審判台	1台 1回	100
インディアカ器具	1式 1回	0	バレーボール用線審旗	1組 1回	0
ソフトバレーボール器具	1式 1回	0	ウレタンマット(厚)	1枚 1回	500
ハンドボール器具	1式 1回	0	ウレタンマット(薄)	1枚 1回	200
フットサル器具	1式 1回	0	マット(長)	1枚 1回	100
卓球器具	1式 1回	0	マット(短)	1枚 1回	50
ソフトテニス器具	1式 1回	0	長机	1脚 1回	50
卓球用フェンス	1枚 1回	30	記録用机椅子	1組 1回	50
卓球用得点板	1台 1回	50	補助椅子	1脚 1回	20
マイク	1本 1回	300	フロアシート	1枚 1回	0
音響	1式 1回	500	バスケットショットタイマー	1組 1回	300
放送設備	1式 1回	2,000	スポーツタイマー	1台 1回	300
液晶式得点表示版	1組 1回	0	ストップウォッチ	1個 1回	100
電光得点表示版	1式 1回	0	コインロッカー	1か所	50
バスケットボール用オフィシャル	1式 1回	200	移動柔道畳	1枚 1日	0
トランポリン(練習用)	1台 1回	1,000			

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの使用についても同様とする。

2 野球場利用料金

(単位:円)

種別	区分	利用料金						
		午前9時 まで	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	
大浜公園野球場	A面	一般	1,200	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		生徒等	600	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	B面	一般	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		生徒等	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三宝公園野球場	1面	一般	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		生徒等	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
浅香山公園野球場	1面	一般	600	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		生徒等	300	600	600	600	600	600

備考 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

3 テニスコート利用料金

(単位:円)

種別	区分	利用料金							
		午前7時 から午前 8時まで	午前8時 から午前 9時まで	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
土居川公園 テニス コート	1面	一般		300	600	600	600	600	600
		生徒等		150	300	300	300	300	300
大浜公園 テニス コート	1面	一般	600	600	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		生徒等	300	300	600	600	600	600	600

テニスコート附属設備等利用料金

種類	単位	利用料金
照明設備	1時間	150円

備考 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

4 相撲場利用料金

(単位：円)

種別	区分	利用料金			
		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大浜公園相撲場	相撲競技（職業 相撲を除く。）	3,600	6,000	8,400	18,000
	集会	7,200	12,000	16,800	36,000
	その他	48,000	72,000	96,000	216,000

備考

- (1) 生徒等が使用するとき、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の半額を徴収する。
- (2) 使用者が入場料等を徴収するとき、基本料金の2倍の額を徴収する。
- (3) 特別に電気その他を使用するとき、実費として体育館長が算定する額を徴収する。
- (4) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第1号及び第2号の規定を適用する場合にあっては同号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。
- (5) 許可を得て、「その他」で使用する場合において、設営準備等で使用する区分は「集会」の料金を適用する。

相撲場附属設備等利用料金 (単位：円)

種別	単位	利用料金
放送設備	1回	3,000
照明設備	1時間	400

堺市公告第168号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市金岡公園体育館等の開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

第1 金岡公園体育館等 開館（場）時間、休館（場）日について

名 称	開館時間	休館日
金岡公園体育館	午前8時45分から午後9時15分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日から翌年の1月4日までの日 ・月に1回程度点検等のため休日

名 称	開場時間	休場日
金岡公園陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・午前9時から午後5時まで ・〔4月から11月まで及び3月〕〔月・水・金〕午前9時から午後5時まで及び午後5時30分から午後7時まで ただし、午後5時30分からは共用利用のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日から翌年の1月4日までの日 ・月に1回程度点検等のため休日
金岡公園野球場	<ul style="list-style-type: none"> 〔10月から翌年の3月まで〕午前7時から午後5時まで 〔4月から9月まで〕午前7時から午後7時まで 	12月29日から翌年の1月4日までの日
金岡公園テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・午前8時から午後9時まで ・〔5月から9月まで〕〔土・日・祝日〕午前7時から午後9時まで 	12月30日から翌年の1月4日までの日

第2 金岡公園体育館等 利用料金について

1-1 体育館専用(団体)基本料金

金岡公園体育館

(単位:円)

区 分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:00	9:00 ~ 15:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	15:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	
大 体 育 室	全 面	平日	一般	9,000	7,200	7,200	16,200	16,200	23,400	14,400	30,600	23,400	39,600
		生徒等	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800	
	休 日 等	一般	10,800	8,640	8,640	19,440	19,440	28,080	17,280	36,720	28,080	47,520	
		生徒等	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760	
	2 / 3 面	平日	一般	6,000	4,800	4,800	10,800	10,800	15,600	9,600	20,400	15,600	26,400
		生徒等	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200	
	休 日 等	一般	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680	
		生徒等	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
	1 / 2 面	平日	一般	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800
		生徒等	2,250	1,800	1,800	4,050	4,050	5,850	3,600	7,650	5,850	9,900	
	休 日 等	一般	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760	
		生徒等	2,700	2,160	2,160	4,860	4,860	7,020	4,320	9,180	7,020	11,880	
1 / 3 面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200	
	生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600		
休 日 等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840		
	生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920		
小 体 育 室	全 面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
		生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600	
	休 日 等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
		生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920	
	1 / 2 面	平日	一般	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
		生徒等	750	600	600	1,350	1,350	1,950	1,200	2,550	1,950	3,300	
休 日 等	一般	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920		
	生徒等	900	720	720	1,620	1,620	2,340	1,440	3,060	2,340	3,960		
ト レ ー ニ ン	平 日	一般	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000	
		生徒等	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000	
	休 日 等	一般	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200	
		生徒等	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600	

備考

- (1) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する(次項の表において同じ。)
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校在学する者又は同法第134条に規定する各種学校在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額(休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分に係る金額の4割の額)を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として体育館長が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第2号又は第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-2 体育館共用（個人）利用料金

種別	区分	利用料金	
		一般	生徒等
金岡公園体育館	1人1種目1回	200円	100円

備考

- (1) 「1回」とは、体育館長が別に定める時間帯をいう。
- (2) 60歳以上、障がい者及びその介助者1名は半額とする(ただし、トレーニング室は除く。)

* 「障がい者」料金に適用される範囲は以下のとおり。
 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

1-3 体育館附属設備等利用料金
金岡公園体育館

(単位：円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金
バスケットボール器具	1式 1回	500	レクリエーション器具	1式 1回	2,000
バレーボール器具	1式 1回	300	得点板	1台 1回	100
バドミントン器具	1組 1回	100	審判台(バレーボール用)	1台 1回	200
インディアカ器具	1式 1回	100	審判台	1台 1回	100
ソフトバレーボール器具	1式 1回	100	移動ステージ	1台 1回	1,000
ハンドボール器具	1式 1回	500	演台	1台 1回	500
フットサル器具	1式 1回	500	バレーボール用線審旗	1組 1回	50
卓球器具 卓球台	1台 1回	100	体操競技用具	1式 1回	6,000
ソフトテニス器具	1式 1回	300	ウレタンマット(厚)	1枚 1回	500
卓球用フェンス防球ネット	1枚 1回	30	マット(長)	1枚 1回	100
卓球用得点板	1台 1回	50	レスリングマット	1式 1回	1,500
マイク	1本 1回	500	長机	1脚 1回	50
音響テープレコーダー	1台 1回	500	記録用机椅子	1組 1回	50
放送設備	1式 1日	3,000	補助椅子	1脚 1回	20
液晶式得点表示板	1組 1回	1,500	フロアーシート	1枚 1回	50
タイムアウト要求器	1台 1回	500	トランポリン(練習用)	1台 1回	500
ファウル表示器	1式 1回	500	移動観覧席	1式 1日	0
バスケットショットタイマー	1組 1回	500	バスケットボール用オフィシャル	1式 1回	500
スポーツタイマー	1台 1回	500	コインロッカー	1か所	50
ストップウォッチ	1個 1回	100			

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

1-4 体育館附属設備等利用料金（セットで使用する場合）

金岡公園体育館

(単位：円)

種類	単位	利用料金	内容
バスケットボール器具	練習用 1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台
	試合用 1式 1回	1,000	ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個
バレーボール器具	練習用 1式 1回	300	ポール・ネット1組、得点板1台
	試合用 1式 1回	500	ポール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バドミントン器具	練習用 1式 1回	300	ポール・ネット4組
	試合用 1式 1回	1,000	ポール・ネット4組、審判台4台、得点板4台、線審用椅子8台
卓球器具	練習用 1式 1回	500	卓球台・ネット9組、スクリーン20枚
	試合用 1式 1回	1,000	卓球台・ネット9組、得点板9台、スクリーン30枚
軟式庭球器具	1式 1回	300	ポール・ネット1組、審判台1台
硬式庭球器具	1式 1回	500	ポール・ネット1組、審判台1台
ハンドボール器具	1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台

備考 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

2-1 陸上競技場専用(団体)基本料金

(単位:円)

種別	利用区分		利用料金			
			午前	午後	全日	
			9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00	
金岡公園陸上競技場	全面	平日	一般	14,800	20,000	34,800
			生徒等	7,400	10,000	17,400
		休日等	一般	17,760	24,000	41,760
			生徒等	8,880	12,000	20,880
	トラック	平日	一般	5,000	7,000	12,000
			生徒等	2,500	3,500	6,000
		休日等	一般	6,000	8,400	14,400
			生徒等	3,000	4,200	7,200

備考

- (1) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (2) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (3) 特別に電気その他を使用するときは、実費として体育館長が算定する額を徴収する。
- (4) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第1号及び第2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあつては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。
- (5) 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「全日」とは午前9時から午後5時までとする。
- (6) 午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの使用の場合は、午後の区分の利用料金の半額を徴収する。

2-2 陸上競技場共用(個人)利用料金

種別	区分	利用料金	
		一般	生徒等
金岡公園陸上競技場	1人1種目1回	200円	100円

備考

- (1) 「1回」とは、体育館長が別に定める時間帯をいう。
- (2) 60歳以上、障がい者及びその介助者1名は半額とする。

* 「障がい者」料金を適用される範囲は以下のとおり。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2-3 陸上競技場附属設備等利用料金

(単位:円)

競技用具名	単位		利用料金	
サッカー用具	一般用	1式	1日	1,000
	少年用	1式	1日	600
ラグビー用具	1式	1日	1,000	
アメリカンフットボール用具	1式	1日	1,000	
陸上競技会用具	1式	1日	20,000	
ストップウォッチ	1個	1日	100	
スターター台	1組	1日	100	
スターター用拡声装置	1式	1日	2,000	
スターティングブロック	1台	1日	100	
周回表示器	1台	1日	100	
ハードル	1台	1日	100	
3000m障害物	1式	1日	1,400	
コースナンバー標識	1組	1日	800	
走高跳用スタンド	1組	1日	100	
走高跳用高度計	1組	1日	100	
棒高跳用スタンド	1組	1日	100	
棒高跳用高度計	1組	1日	100	
走高跳用マット	1組	1日	1,000	
棒高跳用マット	1組	1日	1,400	
バー	1本	1日	200	
バーあげ器	1組	1日	40	
走幅跳、三段跳用距離標識	1組	1日	100	
走幅跳、三段跳用距離測定器	1組	1日	300	
フィールド成績表示器	1台	1日	100	
踏切板標識	1組	1日	100	
投てき用角度表示器(リボンロッドを含む。)	1組	1日	200	
フィールド用制限時間告知器	1台	1日	400	
フィールド、走幅跳、三段跳順位表示器	1台	1日	100	
投てき距離標識	1式	1日	500	
槍、砲丸、ハンマー、円盤各置台	1台	1日	100	
砲丸	1個	1日	100	
円盤	1個	1日	100	
槍	1本	1日	300	
ハンマー	1個	1日	100	
気象計	1台	1日	200	
出發合図用黒板	1枚	1日	100	
記録標識	1台	1日	100	
ベスト8表示器	1台	1日	100	
バトン	1本	1日	40	
ピストル	1丁	1日	100	
風向風速計	1台	1日	300	
黒板	1台	1日	100	
風力速報表示器	1台	1日	100	
抽選器	1台	1日	100	
決勝柱	1組	1日	100	
役員用胸章	1式	1日	1,400	
フィールド位置表示器	1台	1日	40	
雨天記録装置覆い	1式	1日	800	
ビーチパラソル	1本	1日	100	
テント	1張	1日	200	
各種旗	1本	1日	40	
役員席用長机	1脚	1日	100	
役員席用椅子	1脚	1日	40	
記録用小机	1脚	1日	80	
記録用椅子	1脚	1日	40	
選手用長椅子	1脚	1日	100	
はかり	1台	1日	100	
バッグ	1式	1日	100	
監察員用腰掛	1脚	1日	40	
放送設備	1式	1日	3,000	
リボンロッド(30m、50m、100m)	1本	1日	100	
タイマーシステム	1組	1日	300	
スーパーストップウォッチ	1組	1日	800	
マイク	1本	1日	1,000	
写真判定装置	1式	1日	18,000	

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) 「1日」とは、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記以外の附属設備等利用料金については、体育館長が別に定める。

3 野球場利用料金

(単位:円)

種別	区分	利用料金						
		午前9時 まで	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	
金岡公園野球場	1面	一般	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		生徒等	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

備考 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

4 テニスコート利用料金

(単位:円)

種別	区分	利用料金								
		午前7時 から午前 8時まで	午前8時 から午前 9時まで	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで	
金岡公園テ ニスコート	1面	一般	600	600	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		生徒等	300	300	600	600	600	600	600	600

備考 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

テニスコート附属設備等利用料金

種類	単位	利用料金
照明設備	1時間	150円

5 その他使用料

金岡公園体育館 陸上競技場等

(単位:円)

種 別	単 位	金 額
露店営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方メートルにつき1日	80
広告宣伝又は放送の目的とする使用		320
業として撮影の目的とする使用	1回(2時間以内)につき	6,480
競技会、集会その他これらに類する目的とする使用	使用面積10平方メートルにつき1日	20
その他の使用		20



堺市公告第169号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第2項及び第21条第1項第2号、堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び第20条第1項第2号並びに堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）第21条第2項及び第22条第1項第2号の規定に基づき、堺市立美原体育館等の開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第20条第3項（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）、堺市スポーツ施設条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）及び堺市美原B&G海洋センター条例第21条第3項（同条例第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

第1 美原体育館等の開館(開場)時間及び休館(休場)日

1 休館(休場・休所)日

施設名	休館(休場・休所)日
美原B&G海洋センター第1プール及び第2プールを除く全施設	12月30日から翌年1月4日まで
美原B&G海洋センター第1プール及び第2プール	9月1日から翌年6月30日まで

上記以外に定期整備・点検等のための休館日

施設名	休館日
美原体育館	毎月第2火曜日
美原B&G海洋センター体育館	毎月第3火曜日

2 開館(開場・開所)時間

施設名	開館(開場・開所)時間
全施設	8月1日は、17時まで
美原体育館 美原B&G海洋センター体育館	9時から21時まで ただし、12月29日及び1月5日は、17時まで
美原B&G海洋センター第1プール	9時から21時まで
美原B&G海洋センター第2プール・艇庫	9時から17時まで
多治井運動場・みの池野球場	4月と9月は、8時から18時まで 5月から8月までは、8時から19時まで 10月から翌年3月までは、8時から17時まで
さつき野野球場	9時から17時まで
多治井テニスコート・みの池テニスコート	4月と9月は、8時から18時まで 5月から8月までは、8時から19時まで 10月から翌年3月までは、8時から17時まで
さつき野テニスコート	9時から17時まで
みの池自由広場	4月と9月は、8時から18時まで 5月から8月までは、8時から19時まで 10月から翌年3月までは、8時から17時まで

第2 利用料金

〔1〕 堺市立美原体育館利用料

1 美原体育館専用(団体)基本料金

(単位：円)

区 分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00 ~12:00	13:00 ~15:00	15:00 ~17:00	17:30 ~21:00	9:00 ~15:00	9:00 ~17:00	13:00 ~17:00	13:00 ~21:00	15:00 ~21:00	9:00 ~21:00	
第1体育室	全面	平日	一般	6,000	4,800	4,800	10,800	10,800	15,600	9,600	20,400	15,600	26,400
			高齢者 生徒等	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
		休日等	一般	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680
		高齢者 生徒等	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
	1/ 2面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
			高齢者 生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
	休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
		高齢者 生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920	
第2体育室	平日	一般	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000	
		高齢者 生徒等	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000	
	休日等	一般	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200	
		高齢者 生徒等	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600	
卓球場	平日	一般	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000	
		高齢者 生徒等	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000	
	休日等	一般	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200	
		高齢者 生徒等	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600	
トレーニング室	平日	一般	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000	
		高齢者 生徒等	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000	
	休日等	一般	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200	
		高齢者 生徒等	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600	
会議室	平日		600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000	
	休日等		720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600	

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該利用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「高齢者 生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において利用する場合
 - エ 利用する団体の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額(休日等の利用にあつては、当該利用施設の平日の利用区分において対応する時間帯における利用区分の金額の4割の額)を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として体育館長が算定する額を徴収する。

- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき基本料金(第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。
- (8) 利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者(※)である場合は、この表の「一般」又は「生徒等」料金の半額とする。
 ※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。
 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
 ・「療育手帳制度について」(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県及び指定都市の規定により、療育手帳の交付を受けている者
 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 美原体育館共用(個人)利用料 (単位:円)

区分	利用料	
	一般	高齢者・生徒等
1人1種目1回	200	100

備考

- (1) この表において「高齢者・生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が利用する場合
 イ 65歳以上の者が利用する場合
- (2) この表において「1回」とは、次のようにいう。
 ア 第1体育室及び第2体育室においては、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分における利用基本回数をいう。
 イ 卓球場においては、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで、午後7時から午後9時までのそれぞれの区分における利用基本回数をいう。
 ウ トレーニング室においては、午前9時から午後9時までの利用基本回数をいう。
- (3) 利用者が障害者手帳を有する者(※)である場合の利用料は、この表の「一般」又は「高齢者・生徒等」料金の半額とする。
 ※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。
 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
 ・「療育手帳制度について」(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県及び指定都市の規定により、療育手帳の交付を受けている者
 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

3 美原体育館附属設備等利用料 (単位:円)

種類	単位	利用料	種類	単位	利用料
バスケットボール器具	1式 1回	0	バスケットボール用オフィシャル	1式 1回	100
バレーボール器具	1式 1回	0	トランポリン(練習用)	1台 1回	500
バドミントン器具	1式 1回	0	トランポリン(競技用)	1台 1回	1,200
卓球器具	1式 1回	0	トランポリン補助マット	1式 1回	0
ソフトテニス器具	1式 1回	0	得点板	1台 1回	100
硬式テニス器具	1式 1回	0	審判台(バレーボール用)	1台 1回	100
卓球用フェンス	1枚 1回	30	審判台	1台 1回	100
卓球用得点板	1台 1回	50	バレーボール用線審旗	1組 1回	0
マイク	1本 1回	500	ウレタンマット(厚)	1枚 1回	0
ファウル表示器	1式 1回	100	ウレタンマット(薄)	1枚 1回	0
スポーツタイマー	1台 1回	0	マット(長)	1枚 1回	100
ストップウォッチ	1個 1回	0	マット(短)	1枚 1回	50
フロアシート	1枚 1回	50	長机	1脚 1回	50
移動柔道畳	1枚 1日	10	補助椅子	1脚 1回	20
コインロッカー	1か所	0	レクリエーション器具	1式 1回	0

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの利用についても同様とする。

〔2〕 堺市美原B&G海洋センター体育館利用料

1 海洋センター体育館専用利用料

(単位：円)

区 分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:30 ～ 21:00	9:00 ～ 15:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	15:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	
体育室	全面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
			高齢者 生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
		休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840
			高齢者 生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920
	1/ 2面	平日	一般	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
			高齢者 生徒等	750	600	600	1,350	1,350	1,950	1,200	2,550	1,950	3,300
		休日等	一般	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920
			高齢者 生徒等	900	720	720	1,620	1,620	2,340	1,440	3,060	2,340	3,960
会議室	平日		600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000	
	休日等		720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600	

備考

- この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を用いる。
- アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該利用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- この表において「高齢者 生徒等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において利用する場合
 エ 利用する団体の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合
- 特別に電気その他を使用するときは、実費として体育館長が算定する額を徴収する。
- 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき基本料金(第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。
- 利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者(※)である場合は、この表の「一般」又は「生徒等」の料金の半額とする。
 ※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。
 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
 ・「療育手帳制度について」(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県及び指定都市の規定により、療育手帳の交付を受けている者
 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 海洋センター附属設備利用料

(単位：円)

種 類	単 位	利用料	種 類	単 位	利用料		
バスケットボール器具	1式	1回	0	得点板	1台	1回	100
バレーボール器具	1式	1回	0	審判台	1台	1回	100
バドミントン器具	1式	1回	0	バレーボール用線審旗	1組	1回	0
卓球器具	1式	1回	0	ウレタンマット(厚)	1枚	1回	0
トランポリン(練習用)	1台	1回	500	マット(長)	1枚	1回	0
卓球用フェンス	1枚	1回	0	長机	1脚	1回	0
卓球用得点板	1台	1回	0	補助椅子	1脚	1回	0
マイク	1本	1回	0	フロアシート	1枚	1回	0
コインロッカー	1箇所		0				

備考 この表において「1回」とは、海洋センター体育館の利用時間の区分にかかわらず、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分を用いる。

〔3〕 運動広場利用料

1 野球場・運動場利用料

(単位：円)

区分		使 用 料							
		8:00 ～9:00	9:00 ～11:00	11:00 ～13:00	13:00 ～15:00	15:00 ～17:00	17:00 ～18:00	17:00 ～19:00	
多治井運動場	1面	一般	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000
		高齢者 生徒等	500	1,000	1,000	1,000	1,000	500	1,000
みの池野球場 (2面)	1面	一般	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000
		高齢者 生徒等	500	1,000	1,000	1,000	1,000	500	1,000
	両面	一般	2,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	4,000
		高齢者 生徒等	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000
さつき野球場	1面	一般	2,000	2,000	2,000	2,000			
		高齢者 生徒等		1,000	1,000	1,000	1,000		

備考

- (1) この表において「高齢者 生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する(次項の表において同じ。)
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童及び生徒が学校教育活動において利用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者及び第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において利用する場合
 エ 利用する団体の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合
- (2) 利用料の17:00～18:00の利用料区分については4月及び9月における利用に限り適用する(次項の表において同じ。)
- (3) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該利用料の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する(次項の表について同じ。)
- (4) 利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者(※)である場合は、この表の「一般」又は「生徒等」料金の半額とする。(次項の表において同じ。)
 ※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当するものをいう。
 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
 ・「療育手帳制度について」(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県及び指定都市の規定により、療育手帳の交付を受けている者
 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 テニスコート利用料

(単位：円)

区分		使 用 料							
		8:00 ～9:00	9:00 ～11:00	11:00 ～13:00	13:00 ～15:00	15:00 ～17:00	17:00 ～18:00	17:00 ～19:00	
多治井 テニスコート	1面	一般	600	1,200	1,200	1,200	1,200	600	1,200
		高齢者 生徒等	300	600	600	600	600	300	600
みの池 テニスコート	1面	一般	600	1,200	1,200	1,200	1,200	600	1,200
		高齢者 生徒等	300	600	600	600	600	300	600
さつき野 テニスコート	1面	一般		1,200	1,200	1,200	1,200		
		高齢者 生徒等		600	600	600	600		



堺市公告第170号

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）第19条第2項及び第20条第1項第2号の規定に基づき、堺市立美原総合スポーツセンターの開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

第1 開場時間

1 屋内施設

午前9時から午後11時まで(土・日曜日、祝日は午後9時まで)

2 屋外施設

午前8時から午後11時まで(土・日曜日、祝日は午後9時まで)

3 駐車場

午前7時30分から午後11時30分まで(土・日曜日、祝日は午後9時30分まで)

第2 休場日

1 屋内施設・・・木曜日及び12月29日から翌年1月4日までの日

2 屋外施設及び駐車場・・・12月29日から翌年1月4日までの日

第3 利用料金

1 屋内施設共用(個人)利用料(都度利用)

区分		利用料金(税込)				
		一般	高齢者	高校生	中学生以下	障がい者
プール (プログラムレッスンを除く。)	1人 1回	600円	400円	300円	300円	300円
トレーニング室 (プログラムレッスンを除く。)		1,000円	600円	500円	—	500円
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン		2,100円	1,400円	1,050円	—	1,050円

備考

1 この表において「高齢者」、「高校生」、「中学生」及び「障がい者」とは、次のとおりとする。以下の表において同じ。

- (1) 「高齢者」とは、70歳以上の者をいう。
- (2) 「高校生」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (3) 「中学生」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (4) 「障がい者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

2 この表において「プログラムレッスン」とは、プール、トレーニング室又はスタジオにおいて実施されるレッスンの受講に係る使用をいう。以下の表において同じ。

2 屋内施設共用(個人)利用料(月額利用)

区分		利用料金 (税込)	備考	
プール及びトレーニング室 (プログラムレッスンを除く。)	1人1月	6,170 円	開館時間中、プール及びトレーニング室が利用可能	
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン	1人 1月	一般 (レギュラー)	6,990 円	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		一般 (U25 割)	4,930 円	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		一般 (デイ)	5,960 円	月～金曜日(休館日を除く)の開館から午後5時まで、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		一般 (ナイト)	4,930 円	月～金曜日(休館日を除く)の午後8時から閉館まで、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		高齢者 (シニア)	4,930 円	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		障がい者	3,490 円	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能

備考 この表において「U25 割」とは、25歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に適用する。

3 屋内施設専用(団体)利用料

区分		利用料金(税込)			
		一般	高齢者	生徒等	障がい者
スタジオ A	1室 1時間	500 円	300 円	250 円	250 円
スタジオ B	1室 1時間	300 円	200 円	150 円	150 円

備考

- 1 この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の過半数が堺市在住の70歳以上の者である場合に適用する。以下の表において同じ。
- 2 この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。以下の表において同じ。
 - (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - (3) 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は第134条に規定す

る各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

- 3 この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が半数を超える団体が利用する場合をいう。
- 4 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額を徴収する。

4 屋外施設専用(団体)利用料

区分			利用料金(税込)								
			午前8時から 午前9時まで	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで	午後9時から 午後11時まで	
テニスコート	1面	一般	600円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
		生徒等	300円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円
多目的グラウンド	全面	一般	1,200円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
		生徒等	600円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円

備考 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額を徴収する。

5 附属設備の利用料金

区分	単位	利用料金(税込)
照明設備	テニスコート	1面・1時間 150円
	多目的グラウンド	全面・1時間 3,000円

6 駐車場利用料金

施設	車両の種類	単位	利用時間	駐車料金(税込)
駐車場	乗用車	1台・1回(1日当たり)	3時間まで	0円
	軽自動車		3時間を超え4時間まで	400円
	小型貨物車		4時間を超え5時間まで	500円
	マイクロバス		5時間を超え閉場まで	600円



堺市公告第171号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

1 予防接種の種類、予防接種の対象者

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲
ヒブ	堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
B型肝炎	堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者
四種混合 (ジフテリア、破傷風、百日せき及びポリオ)	堺市内に居住する生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
ポリオ	堺市内に居住する生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
二種混合2期 (ジフテリア及び破傷風)	堺市内に居住する11歳以上13歳未満の者
B C G	堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者
麻しん・風しん1期	堺市内に居住する生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
麻しん・風しん2期	堺市内に居住する5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん5期	堺市内に居住する昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性。ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。

水痘	堺市内に居住する生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
日本脳炎 1期	堺市内に居住する生後 6月から生後90月に至るまでの間にある者
日本脳炎 2期	堺市内に居住する 9歳以上13歳未満の者
子宮頸がん予防	堺市内に居住する12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

2 実施期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間で保健所長が指定する日

3 実施場所 保健所長が指定する場所

4 接種不適合者（接種を受けることが適当でない者）

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかに発熱している者(通常は体温が37.2℃以上（風しん5期の対象者にあつては体温が37.5℃以上）の者をいう。)
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者(急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。)
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある者
- (5) 麻しん・風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) 麻しん・風しん及び水痘に係る予防接種の対象者にあつては、接種前3か月以内にガンマグロブリンの投与（200mg/kg以上の大量投与の場合は6か月）を受けた者
- (9) その他予防接種を受けることが不適当な状態にある者

5 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑

- う症状を起こしたことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとしている接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者
 - (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤（B型肝炎）を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
 - (7) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

堺市公告第172号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

1 予防接種の種類
高齢者の肺炎球菌

2 予防接種の対象者

本市の区域内に住所を有し、かつ、次の(1)から(10)までのいずれかに該当する者（過去に当該予防接種を受けたことのある者を除く。）

- (1) 昭和29年4月2日生～昭和30年4月1日生の者
- (2) 昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生の者
- (3) 昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生の者
- (4) 昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生の者
- (5) 昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生の者
- (6) 昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生の者
- (7) 大正13年4月2日生～大正14年4月1日生の者
- (8) 大正8年4月2日生～大正9年4月1日生の者
- (9) 大正8年4月1日以前生の者
- (10) 接種日現在において、60歳以上65歳未満の者のうち心臓、腎臓若しくは呼吸器の

機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害を有し、その障害が1級程度の者

- 3 実施期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 実施場所 保健所長が指定する場所
- 5 自己負担金 4,000円
- 6 自己負担金免除対象者
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯に属する者
 - (2) 市民税非課税世帯に属する者
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する者
- 7 接種不適合者（接種を受けることが適当でない者）
 - (1) 明らかに発熱している者（通常は体温が37.0℃以上の者をいう。）
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
 - (3) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーショックを起こしたことがある者
 - (4) その他予防接種を受けることが不適合な状態にある者
- 8 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある者又は近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者

堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第9号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により別紙のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

別紙

堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の利用料金については、次のとおりとする。

1 堺市立青少年センター

(単位 円)

種 別	時 間 区 分		午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼 夜 間	全 日
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
集 会 室	第一集会室	一般	1,500	1,800	1,700	3,300	3,500	5,000
		青少年等	750	900	850	1,650	1,750	2,500
	第二集会室	一般	1,300	1,700	1,400	3,000	3,100	4,400
		青少年等	650	850	700	1,500	1,550	2,200
	第三集会室	一般	1,500	2,000	1,800	3,500	3,800	5,300
		青少年等	750	1,000	900	1,750	1,900	2,650
	第一研修室	一般	900	1,300	1,000	2,200	2,300	3,200
		青少年等	450	650	500	1,100	1,150	1,600
	第二研修室	一般	700	800	800	1,500	1,600	2,300
		青少年等	350	400	400	750	800	1,150
	第三研修室	一般	700	800	800	1,500	1,600	2,300
		青少年等	350	400	400	750	800	1,150
第四研修室	一般	400	500	500	900	1,000	1,400	
	青少年等	200	250	250	450	500	700	
特 別 活 動 室	プレイルーム	一般	1,500	2,000	1,800	3,500	3,800	5,300
		青少年等	750	1,000	900	1,750	1,900	2,650
	クラフトルーム	一般	900	1,300	1,000	2,200	2,300	3,200
		青少年等	450	650	500	1,100	1,150	1,600
	茶華道室	一般	800	1,000	900	1,800	1,900	2,700
		青少年等	400	500	450	900	950	1,350
	視聴覚室	一般	1,500	2,000	1,800	3,500	3,800	5,300
		青少年等	750	1,000	900	1,750	1,900	2,650
	第一音楽室	一般	900	1,300	1,000	2,200	2,300	3,200
		青少年等	450	650	500	1,100	1,150	1,600
	第二音楽室	一般	800	1,000	900	1,800	1,900	2,700
		青少年等	400	500	450	900	950	1,350
ホール	一般	1,500	2,000	1,800	3,500	3,800	5,300	
	青少年等	750	1,000	900	1,750	1,900	2,650	

2 堺市立青少年の家

(単位 円)

種 別		時 間 区 分		午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼 夜 間	全 日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
プレイホール		一般	4,500	6,000	5,300	10,500	11,300	15,800	
		青少年等	2,250	3,000	2,650	5,250	5,650	7,900	
集 会 室	活動室	一般	900	1,300	1,000	2,200	2,300	3,200	
		青少年等	450	650	500	1,100	1,150	1,600	
	第一研修室	一般	700	800	800	1,500	1,600	2,300	
		青少年等	350	400	400	750	800	1,150	
	第二研修室	一般	1,300	1,500	1,400	2,800	2,900	4,200	
		青少年等	650	750	700	1,400	1,450	2,100	
	第三研修室	一般	700	800	800	1,500	1,600	2,300	
		青少年等	350	400	400	750	800	1,150	
	特 別 活 動 室	工芸室	一般	1,800	2,400	2,200	4,200	4,600	6,400
			青少年等	900	1,200	1,100	2,100	2,300	3,200
		美術室	一般	1,800	2,400	2,200	4,200	4,600	6,400
			青少年等	900	1,200	1,100	2,100	2,300	3,200
茶華道室		一般	1,000	1,400	1,300	2,400	2,700	3,700	
		青少年等	500	700	650	1,200	1,350	1,850	
第一音楽室		一般	1,000	1,400	1,300	2,400	2,700	3,700	
		青少年等	500	700	650	1,200	1,350	1,850	
第二音楽室		一般	800	1,000	900	1,800	1,900	2,700	
		青少年等	400	500	450	900	950	1,350	
第三音楽室		一般	800	1,000	900	1,800	1,900	2,700	
		青少年等	400	500	450	900	950	1,350	

3 附属設備その他器具備品等の利用料金

(単位 円)

附属設備その他器具備品等	料 金		備 考
	一 般	青少年等	
音響設備一式	1,800	900	人件費は別
照明設備一式	2,400	1,200	人件費は別
映写設備一式	1,200	600	人件費は別
グランドピアノ	1,800	900	調律費は別
アップライトピアノ	1,200	600	調律費は別
陶芸用電気炉	本焼き 1回	3,200	利用は、工芸室において創作されたものに限る。
	素焼き 1回	2,500	

※ 各表において、「一般」とは青少年等以外のものをいい、「青少年等」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) その年齢（センター等を利用しようとする日における年齢をいう。次号において同じ。）が25歳以下の者
- (2) その構成員の半数以上の年齢が25歳以下の者である団体
- (3) 堺市が定めるところにより、センター等の利用についての登録を受けた青少年の団体

※ 市外居住者（法人その他団体にあつては、その主たる事務所の所在地が堺市の区域外にあるもの）が利用するときは、それぞれの利用区分に係る利用料金の5割に相当する額を当該利用料金に加算する。

※ 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、それぞれの利用区分に係る利用料金の10割に相当する額を当該利用料金に加算する。

※ 附属設備その他器具備品等の料金は、午前、午後及び夜間の利用区分ごとに1回として計算する。ただし、陶芸用電気炉に係る料金にあつては、焼き入れから取出しまでの間（5日間を限度とする。）を1回として計算する。

4 適用期間

平成31年4月1日から平成36年(2024年)3月31日まで



堺市公告第174号

堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第9号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

1 開館時間

- (1) 火曜日から土曜日までの日 午前9時から午後9時まで
- (2) 日曜日 午前9時から午後5時まで
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（その日が月曜日に当たる場合を除く。） 午前9時から午後5時まで

2 休館日

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 次の場合は、特例により休館日を設ける。
 - ① 施設、設備、器具及び備品等の維持管理に関する業務の実施に伴い、堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の管理運営業務の遂行が困難と認める場合
 - ② 地震、台風、感染症等の発生により、堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の管理運営業務の遂行が困難と認める場合
 - ③ 堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の管理運営業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

3 適用期間

平成31年4月1日から平成36年(2024年)3月31日まで

堺市公告第175号

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）第16条第2項の規定に基づき、堺市立日高少年自然の家の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

1 堺市立日高少年自然の家の利用料金

		3歳未満	3歳以上 20歳未満	20歳以上
宿 泊	堺市又は日高町内に在住し、在 学し、又は在勤する者	0円	400円	800円
	その他	0円	600円	1,200円

※ 日帰り利用については、上記の額の半額とする。

※ 上記の規定にかかわらず、家族単位で利用する団体の中に堺市又は日高町内に在住し、在学し、又は在勤する者が含まれる場合は、全員について堺市又は日高町内に在住し、在学し、又は在勤する者とみなす。

2 適用期間 平成31年4月1日から平成36年(2024年)3月31日まで

堺市公告第176号

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）第17条第1項第2号の規定に基づき、堺市立日高少年自然の家の休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

1 休館日

- (1) 平成31年5月6日(月)及び5月7日(火)
- (2) 平成31年10月21日(月)、10月28日(月)、11月5日(火)、11月11日(月)、11月18日(月)及び11月25日(月)
- (3) 平成31年12月1日(日)から平成32年2月29日(土)までの日
- (4) 平成32年3月2日(月)、3月9日(月)、3月16日(月)及び3月23日(月)

(5) 次の場合は、特例により休館日を設ける。

- ① 施設、設備、器具及び備品等の維持管理に関する業務の実施に伴い、堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の遂行が困難と認める場合
- ② 地震、台風、感染症等の発生により、堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の遂行が困難と認める場合
- ③ 堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

2 適用期間

平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで

堺市公告第177号

堺市立勤労者総合福祉センター条例（平成5年条例第4号）第20条第2項及び第21条第1項第2号の規定に基づき、堺市立勤労者総合福祉センター（以下「センター」という。）の利用料金及び開館時間等を指定管理者が定めたので、同条例第20条第3項（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）により次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

1 センターの開館時間

午前9時から午後10時まで。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、堺市の承認を得てこれを変更することがある。

2 センターの休館日

次のとおり。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、堺市の承認を得て、休館日を変更し、臨時に休館し、又は開館することがある。

- (1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは開館する。）。ただし、受付業務のみ、午前9時から午後5時まで行う。
- (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

3 センターの利用区分（利用時間）

次のとおり。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、利用区分を超えて施設の利用を許可することができる。

区分名	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
利用時間	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで

4 センターの利用料金

基本料金

(単位 円)

種別		時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過使用
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	1時間	
サ ン ス ク エ ア ホ ー ル	平日	勤労者	18,500	27,600	23,000	46,100	50,600	69,100	6,900
		その他の者	20,500	30,700	25,600	51,200	56,300	76,800	7,600
	祝・休日	勤労者	22,100	33,100	27,500	55,200	60,600	81,000	8,100
		その他の者	24,500	36,800	30,600	61,300	67,400	90,000	9,000
	リハーサル 利用	勤労者	12,900	19,400	16,100	32,300	35,500	48,400	4,800
		その他の者	14,300	21,500	17,900	35,800	39,400	53,700	5,300
控室1	勤労者	1,400	2,200	1,800	3,600	4,000	5,400	500	
	その他の者	1,600	2,400	2,000	4,000	4,400	6,000	600	
控室2	勤労者	1,400	2,200	1,800	3,600	4,000	5,400	500	
	その他の者	1,600	2,400	2,000	4,000	4,400	6,000	600	
リハーサル室	勤労者	3,900	5,800	4,900	9,700	10,700	14,600	1,400	
	その他の者	4,300	6,400	5,400	10,700	11,800	16,100	1,600	
多 目 的 ホ ー ル	ホール 利用	勤労者	20,500	30,800	25,700	51,300	56,500	77,000	
		その他の者	22,800	34,200	28,500	57,000	62,700	85,500	
	体育利用	勤労者	4,100	6,100	5,000	10,200	11,100	15,200	
		その他の者	4,500	6,800	5,600	11,300	12,400	16,900	
料理実習室	勤労者	4,400	6,700	5,500	11,100	12,200	16,600		
	その他の者	4,900	7,400	6,100	12,300	13,500	18,400		
工芸実習室	勤労者	4,400	6,700	5,500	11,100	12,200	16,600		
	その他の者	4,900	7,400	6,100	12,300	13,500	18,400		

集会室	教養文化室	合室	勤労者	3,300	5,000	4,100	9,100	9,100	12,400	
			その他の者	3,700	5,500	4,600	10,100	10,100	13,800	
		12畳	勤労者	1,200	1,800	1,400	3,200	3,200	4,400	
			その他の者	1,300	2,000	1,600	3,600	3,600	4,900	
		22畳	勤労者	2,100	3,200	2,700	5,900	5,900	8,000	
			その他の者	2,400	3,500	3,000	6,500	6,500	8,900	
	研修室1	勤労者	2,600	4,000	3,200	6,600	7,200	9,800		
		その他の者	2,900	4,400	3,600	7,300	8,000	10,900		
	研修室2	勤労者	2,600	4,000	3,200	6,600	7,200	9,800		
		その他の者	2,900	4,400	3,600	7,300	8,000	10,900		
	第1会議室	勤労者	5,200	7,800	6,600	13,000	14,400	19,600		
		その他の者	5,800	8,700	7,300	14,500	16,000	21,800		
	第2会議室	勤労者	2,600	4,000	3,200	6,600	7,200	9,800		
		その他の者	2,900	4,400	3,600	7,300	8,000	10,900		
	第3会議室	勤労者	1,700	2,500	2,200	4,200	4,700	6,400		
		その他の者	1,900	2,800	2,400	4,700	5,200	7,100		
	第4会議室	勤労者	1,500	2,300	1,900	3,800	4,200	5,700		
		その他の者	1,700	2,600	2,100	4,300	4,700	6,400		
	第5会議室(ギャラリー)	勤労者	3,400	5,000	4,400	8,400	9,400	12,800	1,200	
		その他の者	3,800	5,600	4,800	9,400	10,400	14,200	1,400	
プレイルーム	勤労者	500	800	700	1,300	1,500	2,000			
	その他の者	600	900	800	1,500	1,700	2,300			

備考

(1) この表において「祝・休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

(2) この表において「勤労者」とは、職業の種類を問わず、事業主に雇用されている者をいい、使用者区分の「勤労者」は、使用者が次のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 労働組合であるとき。

イ 勤労者である個人又は勤労者を代表者とする任意団体であり、かつ、入場者の

半数以上が勤労者であるとき。

- (3) 市外居住者（堺市内に勤務場所を有する者を除く。）又は市外の団体、事業所等（その所在地が堺市域外にあるものをいう。）が使用するとき、利用区分に係る基本料金（以下単に「基本料金」という。）の5割を加算する。
- (4) 使用者が商品の展示又は販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金の5割を加算する。
- (5) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金の5割を加算する。ただし、入場料その他これに類するものの金額が1,000円未満のときを除く。
- (6) 冷暖房の実施期間中に使用するとき、基本料金の4割を加算する。
（基本実施期間 冷房：6月1日～9月20日、暖房：12月1日～翌年の3月20日）
- (7) 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

5 附属設備及びその他の器具備品の利用料金

（単位 円）

区分種別	器具名等	数量	料金	備考
舞台設備	ピアノ(スタインウェイ)	1台	10,000	調律料は別
	ピアノ(ヤマハ)	1台	3,000	調律料は別
	電子ピアノ(ヤマハ)	1台	2,000	
	エレクトーン(ヤマハ)	1台	1,500	
	演台	1台	500	
	司会者用演台	1台	500	
	花台	1台	300	
	平台	1式	2,000	
	譜面台	1台	100	
	指揮台	1台	300	
	金びょうぶ	1双	2,000	
音響設備	CDラジカセ	1台	500	
	ワイヤレスマイク	1式	2,000	
	テープレコーダー	1台	2,000	
	CDデッキ	1台	2,000	
	DATデッキ	1台	2,000	
	録音再生セット	1式	2,000	

	はね返りスピーカー	1式	1,000	
照明設備	サスペンションライト	1列	1,000	
	シーリングライト	1列	2,000	
	センタピンスポットライト	1台	2,000	
映写設備	OHP	1台	500	台付
	OHC	1台	500	台付
	OHP用スクリーン	1台	500	
	移動式スクリーン	1台	1,000	
	スライドプロジェクター	1台	1,500	スクリーン付
	ビデオ	1式	2,000	テレビ付
	ビデオプロジェクター	1台	2,000	
その他の設備	液晶プロジェクター	1台	2,000	
	電気窯（酸化焼成用）	1台	200	1時間当たり

備考 この表の利用料金は、午前、午後及び夜間の利用区分をもって、それぞれ1回とする。ただし、表中の備考欄に定めがあるものを除く。

堺市公告第178号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「交流施設」の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

1 農産物直売所利用料金

区 分	金 額
堺市内生産農家出荷者	販売価格の15%

精肉業者出荷者	販売価格の15%
出荷者によるイベント販売	販売価格の5%
上記以外の出荷者	販売価格の20%

堺市公告第179号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立農業公園「交流施設」の開園時間、休園日及び利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

1 開園時間及び利用時間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

午前9時30分～午後5時30分

2 休園日

年末年始（平成31年12月31日～平成32年1月4日）

毎週水曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成31年8月14日、12月25日及び平成32年3月18日は除く。）

堺市公告第180号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

1 入園料

(1) 通常料金

区 分		単 位	金額 (円)
個 人	大人 (中学生以上)	1 人 1 回	450
	小人 (4 歳以上)		250
	高齢者 (65歳以上)		300
	中学生～大学生 (生徒・学生)		300
団 体 (15名以上)	大人 (中学生以上)		300
	小人 (4 歳以上)		200
	ツアー団体 (立ち寄り)		150
学 生 団 体 (学校行事に限る。)	堺市内の場合	高校生・大学生	200
		中学生	150
		小学生	100
		付添いの保護者	250
	堺市外の場合	高校生・大学生	250
		中学生	200
		小学生	150
		付添いの保護者	300
障 害 者 (付添い 1 名につき同額料金)	大人 (中学生以上)		200
	小人 (4 歳以上)		100
年間パスポート券	大人 (中学生以上)	1 人 1 年間	800
	小人 (4 歳以上)		400
	シニア (50歳～64歳)		700
	高齢者 (65歳以上)		600

※ 株式会社堺ファームが決めた優待券利用者は、個人入園料に限り最大30%減じた額とする。

※ 団体利用者 (15名以上) のツアー団体 (立ち寄り) のみ、団体入園料150円とする。

(2) 冬季料金

区 分		単 位	金額 (円)
個 人	大人 (中学生以上)	1 人 1 回	250
	小人 (4 歳以上)		150
	高齢者 (65歳以上)		200
	中学生～大学生 (生徒・学生)		200

団 体 (15名以上)	大人(中学生以上)	200
	小人(4歳以上)	100
障 害 者 (付添い1名につき同額料金)	大人(中学生以上)	100
	小人(4歳以上)	50
学 校 団 体 (学校行事に限る。)	高校生・大学生	150
	中学生	100
	小学生	50
	付添いの保護者	200

※ 上記金額は、12月1日から翌年2月末日までの入園に適用する。

(3) 夜間料金

区 分		単 位	金額(円)
個 人	大人(中学生以上)	1人1回	250(150)
	高齢者(65歳以上)		
団 体	中学生～大学生(生徒・学生)		150(50)
	小人(4歳以上)		
障 害 者 (付添い1名につ き同額料金)	大人(中学生以上)		100(100)
	小人(4歳以上)		50(50)

※ 上記金額は、午後5時以降の入園に適用する。また、金額()内は冬季料金とする。

2 特産品加工工房施設使用料

施 設 名	午前		午後	夜間	全日
	6時から 8時まで	9時から 12時まで	1時から 5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前6時から 午後9時まで
特産品加工工房	500	750	1,000	750	3,000

3 総合交流ターミナル施設使用料

施 設 名	午前	午後	夜間	全日
	9時から 12時まで	1時から 5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前6時から 午後9時まで
交 流 室	600	800	600	2,000
研 修 室	600	800	600	2,000
情 報 発 信 室	1,500	2,000	1,500	5,000

堺市公告第181号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室平成31年度第1四半期の利用料金

1	簡単に作れるパン&バター教室	1,000円	通年
2	メロンパン教室	1,100円	通年
3	ソーセージ教室	1,400円	通年
4	バター作り教室	500円	通年
5	いちごラボ いちごパフェ教室	1,800円	4月度
6	いちごラボ いちごどら焼き教室	1,600円	4月度
7	いちご大福教室	1,300円	4月度
8	いちごメロンパン教室	1,300円	4・5月度
9	いちごアイス教室	900円	4・5月度
10	ダッチベイビーパンケーキ教室	1,400円	5月度
11	いちごクッキー教室	900円	5月度
12	いちごラボ いちごアイス教室	1,600円	5月度
13	いちごラボ いちごマフィン教室	1,700円	5月度
14	冷やしうどん教室	1,300円	6月度
15	ひつじのメロンパン教室	1,300円	6月度
16	もものアイスクリーム教室	900円	6月度
17	ねりきり教室	1,300円	6月度

堺市公告第182号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」の平成31年度における開園時間、休園日及び利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

1 開園時間及び利用時間

(1) 通常営業

平成31年4月～10月、平成32年3月

ア 平日

午前9時30分～午後5時30分

ただし、春休み期間（平成31年3月25日～3月31日、同年4月1日～4月5日）及び夏休み期間（同年7月22日～8月23日）の平日は除く。

イ 土日祝日並びに春休み期間及び夏休み期間

午前9時30分～午後6時00分

ただし、下記の日においては、状況に応じて午後7時まで開園時間を延長する。

平成31年4月27日～5月6日、8月14日、8月15日

(2) 冬期営業

ア 平成31年11月

午前9時30分～午後5時00分

ただし、状況に応じて午後6時まで開園時間を延長する。

イ 平成31年12月～平成32年2月

午前10時00分～午後5時00分

(3) 夜間営業

ア 平成31年8月11日～8月13日

午前9時30分～午後9時00分

ただし、下記の日程は、状況に応じて午後9時00分まで開園時間を延長する。

同年8月14日、8月15日

イ 平成31年12月21日

午前10時00分～午後8時00分

2 休園日

(1) 平成32年1月1日

(2) 平成31年12月～平成32年2月の毎週水曜日（ただし、12月25日は除く。次のとお

り。)

平成31年12月 4日、12月11日、12月18日

平成32年 1月 8日、 1月15日、 1月22日、 1月29日

平成32年 2月 5日、 2月12日、 2月19日、 2月26日

堺市公告第183号

次のとおり公園の区域を変更するので、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定により公告する。

平成31年3月29日

堺市長 竹山修身

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	小寺公園	堺市美原区小寺386-1

2 区 域

別紙のとおり

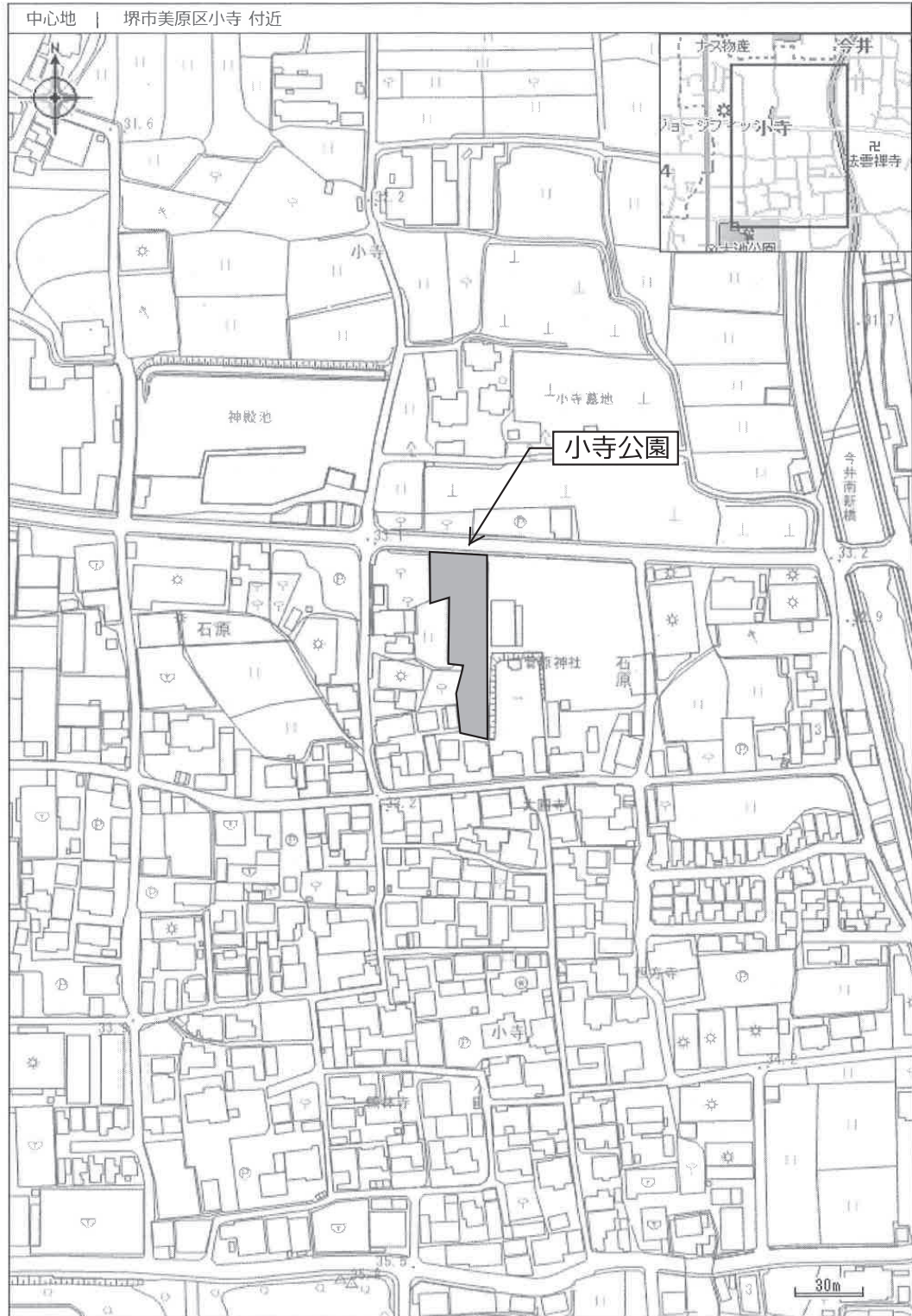
詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

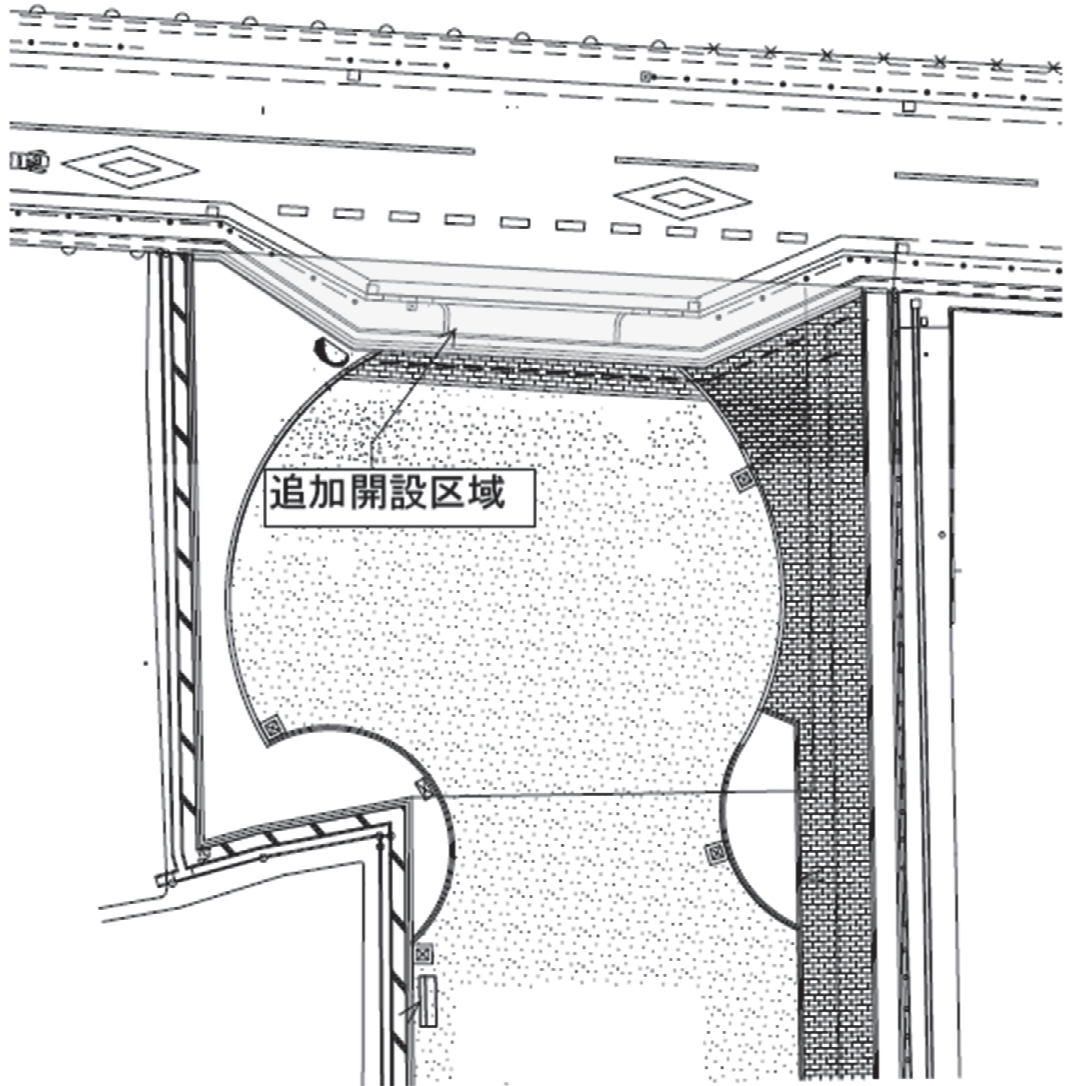
平成31年 3月29日

別紙

位置図



4



上下水道局管理規程

堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第5号

堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「総務部」を「サービス推進部」に、「総務課」を「事業サポート課」に、「総務課」を「総務係」に、「営業課」を「事業サービス課」に改める。
「サービス推進係」を「企画係」に改める。

第7条上下水道局経営企画室の分掌事務を定める部分中第18号を第23号とし、第13号から第17号までを5号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の5号を加える。

- (13) ICT活用の企画及び計画に関すること。
- (14) 統計（業務状況説明書類を含む。）に関すること。
- (15) 国への要望等に関すること。
- (16) 日本水道協会、日本下水道協会、大阪広域水道企業団及び政令指定都市関係各種協議会に係る連絡調整に関すること。
- (17) 上下水道事業全般に係る調査及び研究に関すること。

第7条上下水道局経営企画室の分掌事務を定める部分中第10号及び第11号を削り、第9号を第11号とし、第5号から第8号までを次のように改める。

- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 企業債に関すること。
- (8) 財産の有効活用の企画及び計画に関すること。
- (9) 事業の広域化に関すること。

第7条上下水道局経営企画室の分掌事務を定める部分第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 公民連携の推進に関すること。

第7条上下水道局経営企画室の分掌事務を定める部分第4号を同部分第5号とし、同部分第3号中「事業」を「施設整備等」に改め、同号を同部分第4号とし、同部分第2号中「経営の計画」を「財政計画」に改め、同号を同部分第3号とし、同部分第1号を同部分第2号とし、同部分に第1号として次の1号を加える。

(1) 経営戦略に関すること。

第7条上下水道局総務部の分掌事務を定める部分中「総務部」を「サービス推進部」に改め、同部総務課の分掌事務を定める部分中「総務課」を「事業サポート課」に改め、同課総務係の分掌事務を定める部分第6号中「局における内部管理マネジメントの総括」を「内部統制」に改め、同課の分掌事務を定める部分に次のように加える。

会計係

- (1) 基金に関すること。
- (2) 出納に関すること。
- (3) 資金計画に関すること。

契約係

- (1) 工事及び委託業務等の契約に関すること。
- (2) 契約事務の総括指導及び調整に関すること。
- (3) 物品の購入及び不用品の売却に関すること。

財産活用係

- (1) 公有財産の取得、管理及び処分に係る事務の総括調整に関すること。
- (2) 他の部課等の所管に属しない普通財産の管理及び処分にに関すること。
- (3) 水道事業に係る土地の境界確認、不動産の登記手続、不動産の買入れ及び物件移転その他の補償に関すること。
- (4) 車両の総括管理及び賠償事務に関すること。
- (5) 上下水道施設に係る事故に伴う賠償事務に関すること。
- (6) 車両及び上下水道施設の保険事務に関すること。
- (7) 貯蔵品（水道メーターを除く。）に関すること。

第7条上下水道局総務部経理課の分掌事務を定める部分を削り、同部営業課の分掌事務を定める部分中「営業課 サービス推進係」を「事業サービス課 企画係」に改め、同課企画係の分掌事務を定める部分第3号中「収納管理」を「収入管理」に改め、同課業務係の分掌事務を定める部分第5号中「利用開始の届出の受付、」を削り、同部分第6号中「の使用証明及び納付証明」を「に係る使用及び納付の証明」に改め、同部分第8号及び同部分第9号を削り、同部分第10号中「公共下水道の」を削り、「水道料金」の次に「、下水道使用料」を加え、同号を同部分第8号とし、同部分第11号を同部分第9号とし、同課債権管理係の分掌事務を定める部分第1号中「及び下水道使用料」を「、下水道使用料及び環境整備資金貸付金」に改め、「、滞納整理」を削り、同部分第2号を次のように改める。

(2) 受益者負担金の滞納整理に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部事業サービス課債権管理係の分掌事務を定める部分第3号及び第4号を削り、同課量水器係の分掌事務を定める部分第1号中「係る」を「関する」に改め、同部分第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同部給排水設備課排水設備係の分掌事務を定める部分第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同課水洗化促進係の分掌事務を定める部分第4

号中「こと」の次に「(滞納整理に関することを除く。)」を加え、同局水道部水道サービスセンター維持係の分掌事務を定める部分第4号中「休日指令室」の次に「の総括」を加え、同局下水道部下水道事業調整課事業係の分掌事務を定める部分中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 公共下水道事業の実施に伴う調整及び計画協議に関すること。

第7条上下水道局下水道部下水道事業調整課調整係の分掌事務を定める部分第8号及び同部分第9号を削り、同部下水道管路課管理係の分掌事務を定める部分第1号中「占用」を「占用等」に改め、同課開発調整係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(3) 過年度未整備分の公共下水道に係るますの設置申請に関すること。

第7条上下水道局下水道部下水道建設課建設第一係・建設第二係・建設第三係の分掌事務を定める部分第1号中「及び改築」を削り、同部分第2号中「ます設置」を「ますの設置工事」に改める。

第8条中「下水道サービスセンター」を「西部下水道サービスセンター」に改める。

第9条第1項の表中「下水道サービスセンター」を「西部下水道サービスセンター」に改め、同条第2項各事業所共通の分掌事務を定める部分を削り、同項下水道サービスセンターの分掌事務を定める部分中「下水道サービスセンター」を「西部下水道サービスセンター」に改め、同課保全第三係の分掌事務を定める部分中「中区、南区、北区、東区及び美原区の区域の」を削り、同部分設備管理係の分掌事務を定める部分第1号を次のように改める。

(1) 管きょに関連する機械設備及び電気設備に関すること。

第9条第2項下水道サービスセンター設備管理係の分掌事務を定める部分第2号を削り、同項三宝水再生センター維持第二係の分掌事務を定める部分第1号中「及び」を「、水再生センター及び下水ポンプ場の運転に係る」に改め、「に係る遠隔監視施設及び運転施設」を削る。

別表第1中「事業計画担当課長」を「事業マネジメント担当課長」に、「危機管理担当課長」を「危機管理・広報担当課長」に改める。

別表第2中

堺市下水道サービスセンター	堺区出島浜通	を
堺市西部下水道サービスセンター	北区百舌鳥梅北町2丁	に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市上下水道局事務分掌規程第7条及び第9条により次表左欄に掲げる旧組織に属すべき組織の長、参事、主幹、主査その他の職員として発令されている職員は、特に辞令を用いて発令する者を除き、辞令を用いずに前項に定める日付をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる新組織に属すべき組織の長、参事、主幹、主査その他の職員として、この規程により発令されたものみなす。

左欄（旧組織）		右欄（新組織）	
総務部		サービス推進部	
総務部	総務課	サービス推進部	事業サポート課
総務部	営業課	サービス推進部	事業サービス課
総務部	給排水設備課	サービス推進部	給排水設備課
下水道部	下水道サービスセンター	下水道部	西部下水道サービスセンター

堺市上下水道事業管理者職務代理者の指定に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第6号

堺市上下水道事業管理者職務代理者の指定に関する規程の一部を改正する規程

堺市上下水道事業管理者職務代理者の指定に関する規程（昭和50年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「総務部長」を「サービス推進部長」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第7号

堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局決裁規程（昭和43年水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務課参事（総務事務担当）」を「事業サポート課参事（総務事務担当）」に、「総務課主査（総務事務担当）」を「事業サポート課主査（総務事務担当）」に、「総務課長」を「事業サポート課長」に改める。

別表第1項第4号及び第2項第2号中「振替え」を「振替」に改め、同項第3号中「職員」を「所属職員」に改め、同項第10号、第11号、第13号、第16号及び第17号中「総務部長専決事項」を「サービス推進部長専決事項」に改め、同項第34号中「総務部営業課長専決事項及び総務部給排水設備課長専決事項」を「サービス推進部事業サービス課長専決事項及びサービス推進部給排水設備課長専決事項」に改め、同項第38号中「総務部長専決事項及び総務部経理課長専決事項」を「サービス推進部長専決事項及びサービス推進部事業サポート課長専決事項」に改め、同表第3項中「総務部長専決事項」を「サービス推進部長専決事項」に改め、同項第13号及び第14号中「総務部」を「サービス推進部」に改め、同表第4項中「総務部長」を「サービス推進部長」に改め、同表第6項第1号中「軽易な」の次に「行為及び」を加え、同表第7項第2号中「振替え」を「振替」に改め、同項第10号、第11号、第14号、第16号及び第18号から第20号までの規定中「総務部経理課長専決事項」を「サービス推進部事業サポート課長専決事項」に改め、同項第52号中「総務部長専決事項及び総務部経理課長専決事項」を「サービス推進部長専決事項及びサービス推進部事業サポート課長専決事項」に改め、同表第10項を削り、同表第9項中「総務部総務課参事（総務事務担当）専決事項」を「サービス推進部事業サポート課参事（総務事務担当）専決事項」に改め、同項を同表第10項とし、同表第8項中「総務部総務課長専決事項」を「サービス推進部事業サポート課長専決事項」に改め、同項に次の10号を加え、同項を同表第9項とする。

- (4) 既に物品購入（指定物品の購入に係るものを除く。）、電気及びガスの供給並びに電気通信役務の提供に係る施行伺又は工事等施行伺の決裁を得たもので、1件10,000,000円未満の物品供給契約（印刷製本を含む。）若しくは受給契約又は1件50,000,000円未満の請負契約、施設等の修繕契約若しくは工事の設計等の委託契約に係る予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の決定並びに契約の締結に関すること（事業サポート課で締結するものに限る。）。
- (5) 既に物件の借入れに関する施行伺の決裁を得たもので、予定賃貸借料の年額又は総額（長期継続契約の場合は、初年度の年額）が1件10,000,000円未満の物件の賃貸借契約に係る予定価格の決定及び契約の締結に関すること（事業サポート課で締結するものに限る。）。
- (6) 既に運搬、保管その他の役務の提供に関する施行伺の決裁を得たもので、当該役務

提供契約の締結に係る予定価格及び最低制限価格の決定並びに契約の締結に関すること（事業サポート課で締結するものに限る。）。

- (7) 既に委託業務施行の決裁を得たもので、1件20,000,000円未満の委託契約に係る予定価格及び最低制限価格の決定並びに契約の締結に関すること（事業サポート課で締結するものに限る。）。
- (8) 既に処分の決裁を得たもので、予定価格1件500,000円未満の不用品の売却契約に係る予定価格の決定及び契約の締結に関すること。
- (9) 建物総合保険、自動車保険及び上下水道施設事故の損害保険に関すること。
- (10) 1件300,000円未満の損害賠償に係る車両又は上下水道施設の事故処理に関すること。
- (11) 消費税等の中間申告及び確定申告に関すること。
- (12) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の3第2項に規定する担保の収納及び返却に関すること。
- (13) 上下水道事業に係る収入、支出及び振替に関すること。

別表第7項の次に次の1項を加える。

8 経営企画担当課長専決事項

- (1) 企業債の借入れ又は企業債の元利金の定期償還若しくは繰上償還に関すること。

別表第11項中「総務部営業課長専決事項」を「サービス推進部事業サービス課長専決事項」に改め、同項第4号中「に係る調定、納入の通知及び徴収」を「の徴収」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同項第11号中「還付及び」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第12号を第9号とし、第13号から第15号までを3号ずつ繰り上げ、同項中第16号及び第17号を削り、同項第18号中「メーター試験」を「水道メーターの試験」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第19号を第14号とし、第20号及び第21号を5号ずつ繰り上げ、同項第22号中「、利用料の調定、納入の通知」を削り、同号を同項第17号とし、同項第23号を削り、同項第24号中「に係る償還金の納入の通知及び収入」を「の徴収」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第25号を削り、第26号を第19号とし、同項第27号中「還付等」を「充当」に改め、同号を同項第20号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (21) 受益者負担金の繰上徴収に関すること。
- (22) 受益者負担金に係る滞納処分の執行停止に関すること（当該執行停止に関する基準が明確なものに限る。）。
- (23) 受益者負担金の滞納処分に係る財産調査に関すること。
- (24) 受益者負担金の交付要求に関すること。
- (25) 受益者負担金に係る財産の差押えの解除に関すること。

別表第12項中「総務部給排水設備課長専決事項」を「サービス推進部給排水設備課長専決事項」に改め、同項第1号、第2号及び第4号中「をすること」を「に関すること」に改め、同項第5号中「を撤去すること」を「の撤去に関すること」に改め、同項第7号中「をすること」を「に関すること」に改め、同項第8号を削り、同項第9号中「を減免す

ること」を「の減免に関すること」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「をすること」を「に関すること」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項中第13号を削り、第14号を第12号とし、同項第15号中「に係る調定、納入の通知及び徴収」を「の徴収」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第16号を削り、第17号を第14号とし、同項第18号中「還付及び」を削り、同号を同項第15号とし、同項中第19号を第16号とし、第20号から第29号までを3号ずつ繰り上げ、同項中第30号を削り、第31号を第27号とし、同項中第32号から第36号までを削り、同表第14項第2号中「並びに納入通知書及び督促状を発行する」を「に関する」に改め、同表第18項第3号中「軽易な」の次に「行為及び」を加え、同表第22項中「総務課主査（総務事務担当）（総務課長が指名する者に限る。）専決事項」を「事業サポート課主査（総務事務担当）（事業サポート課長が指名する者に限る。）専決事項」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

堺市上下水道局文書規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第8号

堺市上下水道局文書規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局文書規程(平成21年上下水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務課長」を「事業サポート課長」に改める。

第12条中「、郵便料受払簿（様式第4号）に所要事項を記載するとともに」を削る。

第16条第2項中「、当該」を「当該」に、「、これ」を「これ」に改める。

第17条第2項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第18条第2項中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条第5項中「(以下「報告書等」という。)」を削る。

第28条第1項を次のように改める。

庁外文書の発送手続は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。ただし、所管課長において直接発送する場合は、この限りでない。

(1) 郵送を要する公文書は、所定の様式により、事業サポート課長が定める時間までに、事業サポート課長に送付すること。

(2) 書留、配達証明及び特別送達として取り扱う公文書並びに特定記録として取り扱う公文書を発送する場合は、一般の郵便物と区分した上で事業サポート課長に送付すること。

(3) 前2号の規定により送付を受けた公文書は、事業サポート課長において料金後納郵便差出票により郵送すること。

第28条第2項中「通信回路を」を「前2項の規定にかかわらず、通信回路を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、庁外文書の発送について必要な事項は、事業サポート課長が別に定めるところによる。

第30条第1項中「懸案フォルダー等に入れ、所定の場所に収納して」を「区分整理し、その内容を表示した書棚に納める等の方法により」に改める。

第31条第2項中「様式第7号」を「様式第6号」に改める。

第33条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第35条第1項中「総務課」を「事業サポート課」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

第37条第2項中「様式第9号」を「様式第8号」に改める。

第39条中「以下同じ。」を削る。

別表中「第33条関係」を「第32条関係」に、「超え20年以下」を「超えるもの」に改める。

様式第2号(乙)中「総務課」を「事業サポート課」に改める。

様式第4号を削り、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号から様式第8号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第9号中「総務課長」を「事業サポート課長」に改め、同様式を様式第8号とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第9号

堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局公印規程（平成5年水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正す

る。

第2条の見出しを「(用語の定義)」に改め、同条中「印章」の次に「でその印影を押すことにより、当該文書が真正であることを確認することを目的とするもの」を加える。

第6条の見出し中「管理」を「使用の責任」に改め、同条第1項を次のように改める。

別表の管理責任者として定める者(以下「公印管理課長等」という。)は、公印の保管及び使用について責に任ずる。

第6条第2項を削り、同条第3項中「公印管理課長」を「公印管理課長等」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条の見出し及び同条第1項中「総務課長」を「事業サポート課長」に改め、同条第2項中「総務課長」を「事業サポート課長」に、「公印管理課長」を「公印管理課長等」に改め、同条第3項中「総務課長」を「事業サポート課長」に、「公印管理課長」を「公印管理課長等」に、「において」を「について」に改める。

第14条を第15条とする。

第13条第1項中「又は通知」を「、通知等」に改め、同条第2項中「総務課長の承認を得た上で、管理者」を「事業サポート課長と協議し、その承認を得た上で、局次長」に、「総務課長に」を「事業サポート課長に」に改め、同条第3項中「様式第2号」を「様式第3号」に、「総務課長」を「事業サポート課長」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「総務課長」を「事業サポート課長」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「当該」を削り、「総務課長」を「事業サポート課長」に改め、同条第3項及び第4項中「当該」を削り、同条を第13条とする。

第11条第1項中「総務課長」を「事業サポート課長」に、「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同条第2項中「総務課長」を「事業サポート課長」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「総務課長」を「事業サポート課長」に改め、同条第2項中「公印管理課長」を「公印管理課長等」に、「総務課長」を「事業サポート課長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 公印管理課長等は、前項の規定により公印を新調し、改刻し、又は廃止するときは、公印届(様式第2号)により事業サポート課長に届け出て、公印台帳に登録を受けなければならない。この場合において、公印の新調又は改刻にあつては新調又は改刻後直ちに、公印の廃止にあつては廃止までの間に届け出るものとする。

第10条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

4 事業サポート課長は、前項の引継ぎを受けた公印の公印台帳を公印台帳簿から削除するとともに、当該公印台帳を削除公印台帳として編集し、保存しなければならない。

第9条第1項及び第2項中「公印管理課長」を「公印管理課長等」に改め、同条第3項中「総務課長」を「事業サポート課長」に改め、同条第4項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第5項中「執務時間内」を「正規の執務時間内」に、「公印管理課長」を「公印管理課長等」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「総務課において保管する」を削り、「総務課長」を「事業サポート課

長」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(管理基準)

第8条 公印は、堅固な容器に保管する等慎重に取り扱い、盗難、紛失又は不正使用その他の事故のないように厳重に管理するとともに、常に鮮明にしておかなければならない。

2 公印の盗難、紛失又は不正使用その他の公印の事故があったときは、公印管理課長等は、直ちにそのてん末を書面で事業サポート課長を経て管理者に報告しなければならない。

別表一般公印の表中「総務課長」を「事業サポート課長」に改め、同表専用公印の表を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第7条関係)」に改める。

様式第2号を次のように改める。

(次のよう 別記)



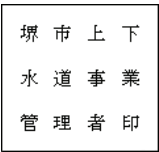

様式に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

専用公印

名称	書体及び寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	管理責任者及び個数
出納事務用堺市 上下水道事業管 理者印	かい書 径15		(1) 小切手の振出し (2) 金融機関に対する預金及び有価証券の預入及び払出等に関する文書	事業サポート 課長(1)
堺市上下水道企 業出納員印	かい書 径15		(1) 出納その他会計事務(堺市上下水道局会計規程第5条第2項に基づいて委任された事務に限る。)	事業サポート 課長(1)
表彰事務用堺市 上下水道事業管 理者印	てん書 方30		(1) 表彰状 (2) 感謝状 (3) 賞状 (4) 修了証書	事業サポート 課長(1)
総務事務用堺市 上下水道事業管 理者印	てん書 方20		(1) 職員の旧姓使用の承認に関する通知文書 (2) 職員の育児休業等に関する辞令書及び通知文書 (3) 職員に関する証明書(法令に基づく立入検査等に係る職員証票を除く。) (4) 職員の給与等に関する証明書 (5) 職員の児童手当に関する通知文書 (6) 職員の給与支払報告又は特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (7) 大阪府市町村職員共済組合、全国健康保険	事業サポート 課参事(総務事務担当)(1)

			<p>協会、日本年金機構、公共職業安定所及び税務署に対する申請、通知、報告及び届出に関する文書（事業サポート課の所管に属するものに限る。）</p> <p>(8) 堺市有給吏員退隠料及び遺族扶助料に関する通知文書</p> <p>(9) 事業サポート課の所管に属する事務（堺市上下水道局における職員の併任等に関する規程（平成21年上下水道局管理規程第13号）第2条各号に掲げる事務に限る。）に係る照会及び回答に関する文書</p>	
<p>営業事務用堺市上下水道事業管理者印</p>	<p>てん書 方20</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>堺市上下水道事業管理者印</p> <hr/> <p>営業事務用</p> </div>	<p>(1) 堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第27条に規定する施設に係る水道料金及び下水道使用料の適用に関する通知文書</p> <p>(2) 住居専用建物及び店舗併用住居建物の戸数認定に関する通知文書</p> <p>(3) 住居専用建物及び店舗併用住居建物の各戸検針及び徴収に係る通知文書及び契約書</p> <p>(4) 住民票の写し、戸籍謄本、原戸籍謄本、改正原戸籍謄本、除籍謄本、改正原附票及び戸</p>	<p>事業サービス課長(1)</p>

			<p>籍の附票の写しの交付 依頼文書</p> <p>(5) 法務局に対する登記簿等の閲覧又は登記事項証明書等の交付の請求に関する文書</p> <p>(6) 水道及び公共下水道の使用に係る証明書</p> <p>(7) 水道料金及び下水道使用料の納付に係る証明書</p> <p>(8) 事業サービス課の所管に属する事務に係る照会及び回答に関する文書</p>		
<p>給排水設備課事務用堺市上下水道事業管理者印</p>	<p>てん書 方20</p>	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 堺 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 印 給排水設備課 </td> </tr> </table>	堺 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 印 給排水設備課	<p>(1) 道路、河川、公有水面、法定外公共物又は公有財産の占用若しくは使用に関する申請書</p> <p>(2) 給排水設備工事（給排水設備工事に付随するものを含む。）の申請書、届出書、協議書、指示書、報告書及び通知文書</p> <p>(3) 法務局に対する登記簿等の閲覧又は登記事項証明書等の交付の請求に関する文書</p> <p>(4) 監督員通知書</p> <p>(5) 通行禁止道路通行許可申請書</p> <p>(6) 鉛製給水管取替工事補助金に係る交付決定通知書及び交付確定通知書</p>	<p>給排水設備課長(1)</p>
堺 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 印 給排水設備課					

			<p>(7) 材料費負担工事に係る概算額通知書及び精算額通知書</p> <p>(8) 給水主管等の寄附申込みに関する受理書</p> <p>(9) 下水道使用料に係る汚水排出量の認定、調定、収納及び更正に関する通知書</p> <p>(10) 水洗化啓発に関する通知書、勧告書及び命令書</p> <p>(11) 土木工事又は建築工事に伴う排水の放流（分流式汚水）許可書</p> <p>(12) 下水道事業受益者負担金に係る徴収猶予、減免、受益者変更、消滅、負担金変更、納付義務の承継、還付及び充当に関する通知文書</p> <p>(13) 下水道事業受益者負担金に係る納付済証明書</p> <p>(14) 給排水設備課の所管に属する事務に係る照会及び回答に関する文書</p>			
<p>水道建設管理課 事務用堺市上下 水道事業管理者 印</p>	<p>てん書 方20</p>	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">堺市上下 水道事業 管理者印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水道建設管理課</td> </tr> </table>	堺市上下 水道事業 管理者印	水道建設管理課	<p>(1) 道路、河川、公有水面、法定外公共物又は公有財産の占用若しくは使用に関する申請書</p> <p>(2) 建設工事（建設工事に関連する委託業務を含む。）の申請書、届</p>	<p>水道建設管理課長(1)</p>
堺市上下 水道事業 管理者印						
水道建設管理課						

			<p>出書、協議書、指示書、報告書、認定書、証明書及び通知文書</p> <p>(3) 法務局に対する登記簿等の閲覧又は登記事項証明書等の交付の請求に関する文書</p> <p>(4) 監督員通知書</p> <p>(5) 通行禁止道路通行許可申請書</p> <p>(6) 受託工事及び受託業務に関する通知文書</p> <p>(7) 水圧検査実施報告書兼部分使用通知書</p> <p>(8) 水道用機器材のメーカーの指定及び取消しに関する文書</p> <p>(9) 水道用機器材の採用、仕様変更及び廃止に関する文書</p> <p>(10) 水道建設管理課の所管に属する事務に係る照会及び回答に関する文書</p>	
<p>水道サービスセンター事務用堺市上下水道事業管理者印</p>	<p>てん書 方20</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>堺 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 印</p> <p>水道サービスセンター</p> </div>	<p>(1) 道路、河川、公有水面、法定外公共物又は公有財産等の占用若しくは使用に関する申請書</p> <p>(2) 建設工事（建設工事に関連する委託業務を含む。）の申請書、届出書、協議書、指示書、報告書、認定書、依頼書、証明書及び通知文書</p>	<p>水道サービスセンター課長 (1)</p>

			<p>(3) 法務局に対する登記簿等の閲覧又は登記事項証明書等の交付の請求に関する文書</p> <p>(4) 監督員通知書</p> <p>(5) 通行禁止道路通行許可申請書</p> <p>(6) 受託工事及び受託業務に関する通知文書</p> <p>(7) 水圧検査実施報告書兼部分使用通知書</p> <p>(8) 行政財産の目的外使用に関する許可書及び通知文書（各課長専決事項で処理できるものに限る。）</p> <p>(9) 堺市私道排水設備補助金工事に伴う水道管移設工事に関する協定書及び通知文書</p> <p>(10) 水道管等の残置に係る協議申出書及び承認申請書</p> <p>(11) 水道サービスセンターの所管に属する事務に係る照会及び回答に関する文書</p>			
<p>水運用管理課事務用堺市上下水道事業管理者印</p>	<p>てん書 方20</p>	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">堺市上下水道事業管理者印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水運用管理課</td> </tr> </table>	堺市上下水道事業管理者印	水運用管理課	<p>(1) 道路、河川、公有水面、法定外公共物又は公有財産等の占用若しくは使用に関する申請書</p> <p>(2) 建設工事（建設工事に関連する委託業務を含む。）の申請書、届出書、協議書、指示書、</p>	<p>水運用管理課長(1)</p>
堺市上下水道事業管理者印						
水運用管理課						

		<p>報告書、認定書、証明書及び通知文書</p> <p>(3) 法務局に対する登記簿等の閲覧又は登記事項証明書等の交付の請求に関する文書</p> <p>(4) 監督員通知書</p> <p>(5) 通行禁止道路通行許可申請書</p> <p>(6) 受託工事及び受託業務に関する通知文書</p> <p>(7) 水圧検査実施報告書兼部分使用通知書</p> <p>(8) 行政財産の目的外使用に関する許可書及び通知文書（各課長専決事項で処理できるものに限る。）</p> <p>(9) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第11条に基づく通知文書</p> <p>(10) 通信・電気事業サービスの申込みに関する文書</p> <p>(11) 分水及び受水に関する報告書</p> <p>(12) 水質検査結果成績書</p> <p>(13) 電気事業法（昭和39年法律第170号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法</p>
--	--	---

			<p>(昭和47年法律第57号) 及び消防法 (昭和23年法律第187号) に基づく届出書及び報告書</p> <p>(14) 堺市火災予防条例 (平成20年条例第26号) に基づく届出書及び報告書</p> <p>(15) 配水管洗浄排水業務指示書</p> <p>(16) 水運用管理課の所管に属する事務に係る照会及び回答に関する文書</p>		
<p>下水道部事務用 堺市上下水道事業管理者印</p>	<p>てん書 方20</p>	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">堺 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 印 下 水 道 部</td> </tr> </table>	堺 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 印 下 水 道 部	<p>(1) 下水道部 (下水道水質管理課を除く。) において処理する次に掲げる文書</p> <p>ア 道路、河川、公有水面、法定外公共物、港湾施設、公有財産又は海岸保全区域の占用若しくは使用に関する申請書及び許可書</p> <p>イ 建設工事 (建設工事に関連する委託業務を含む。) の申請書、届出書、協議書、指示書、報告書、認定書、承認書、依頼書、許可書、命令書及び通知文書</p> <p>ウ 法務局に対する登記簿等の閲覧又は登記事項証明書等の交</p>	<p>下水道事業調整課長(1)</p>
堺 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 印 下 水 道 部					

			<p>付の請求に関する文書</p> <p>エ 監督員通知書</p> <p>オ 行政財産の目的外使用に関する許可書及び通知文書（各課長専決事項で処理できるものに限る。）</p> <p>カ 従事者証明書</p> <p>キ 委託証明書</p> <p>ク 下水道法に基づく身分証明書</p> <p>ケ 私道公共下水道布設決定通知書</p> <p>コ 私道排水設備工事補助に関する通知文書</p> <p>サ 電気事業法、労働安全衛生法、消防法その他下水道施設の関係法令に基づく届出書及び報告書</p> <p>(2) 下水道部（下水道水質管理課を除く。）の所管に属する事務に係る照会及び回答に関する文書</p>		
<p>下水道水質管理課事務用堺市上下水道事業管理者印</p>	<p>てん書 方20</p>	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 堺 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 印 下水道水質管理課 </td> </tr> </table>	堺 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 印 下水道水質管理課	<p>(1) 道路の占用又は使用に関する申請書</p> <p>(2) 法務局に対する登記簿等の閲覧又は登記事項証明書等の交付の請求に関する文書</p> <p>(3) 通行禁止道路通行許可申請書</p> <p>(4) 特定施設設置届等に</p>	<p>下水道水質管理課長(1)</p>
堺 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 印 下水道水質管理課					

			係る受理書及び通知文書 (5) 工場排水の水質に係る証明書及び通知文書 (6) 消防法に基づく届出書及び報告書 (7) 下水道水質管理課の所管に属する事務に係る照会及び回答に関する文書	
--	--	--	---	--

備考

- 1 専用公印は、この表の使用区分の欄において特に定めがあるものを除き、公示関係文書、契約関係文書、国や府に対する補助事業等に係る申請、請求その他これらに準ずる文書及び特に重要又は異例に属する文書については、使用することができないものとする。
- 2 照会及び回答文書には、次に掲げる文書を含むものとする。
 - (1) 依頼、報告、届出、進達、証明その他これらに準ずる文書
 - (2) 戸籍の謄本等、除籍簿の謄本等、住民票の写し及び戸籍の附票の交付請求に関する文書

様式第2号(第11条関係)

公 印 届

年 月 日

事業サポート課長 様

長

次のとおり公印の(新調・改刻・廃止)について、堺市上下水道局公印規程第11条第2項の規定により届け出ます。

1 公印の名称
2 公印(新調・改刻・廃止)の印影
3 公印の(開始・廃止)日 年 月 日
4 新調・改刻・廃止の理由

様式第3号 (第14条関係)

電子公印使用(使用廃止)届

年 月 日

事業サポート課長 様

長

次の事務について電子公印を(使用・使用廃止)したいので、堺市上下水道局公印規程第14条第3項の規定により届け出ます。

1	使用するシステムの名称
2	使用する公印の名称
3	業務の名称及び内容
4	帳票の名称及び年間出力枚数
5	(使用開始・使用廃止)年月日 年 月 日
6	電子公印を使用する理由
7	改ざん及び不正使用防止対策について

注意 使用申請については、使用用紙を見本として添付すること。



堺市上下水道局電子計算機管理運用規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第10号

堺市上下水道局電子計算機管理運用規程等の一部を改正する規程

(堺市上下水道局電子計算機管理運用規程の一部改正)

第1条 堺市上下水道局電子計算機管理運用規程(平成15年水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「管理運用」を「管理及び運用」に改める。

第3条第3項中「総務部長」を「サービス推進部長」に改め、同条第4項中「総務課長」を「事業サポート課長」に改める。

第3条の2中「総務課」を「事業サポート課」に改める。

第4条第2項第2号中「、賃貸借」を「及び賃貸借」に改める。

第5条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第13条第2項中「総務部長」を「サービス推進部長」に改め、同条第4項中「総務課長」を「事業サポート課長」に改める。

(堺市上下水道局法規主任設置規程の一部改正)

第2条 堺市上下水道局法規主任設置規程(平成16年上下水道局管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第1項中「総務課」を「事業サポート課」に改める。

第4条及び第5条中「総務課長」を「事業サポート課長」に改める。

第6条中「総務部長」を「サービス推進部長」に改める。

(堺市上下水道局庁舎管理規程の一部改正)

第3条 堺市上下水道局庁舎管理規程(平成22年上下水道局管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部長」を「サービス推進部長」に改め、同条第3項の表中「総務課長」を「事業サポート課長」に改める。

第13条中「総務部長」を「サービス推進部長」に改める。

(堺市上下水道局における職員の併任等に関する規程の一部改正)

第4条 堺市上下水道局における職員の併任等に関する規程(平成21年上下水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2項中「総務課」を「事業サポート課」に改める。

(等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務を定める規程の一部改正)

第5条 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務を定める規程(平成28年上下水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項の表中「下水道サービスセンター所長」を「西部下水道サービスセンター所長」に改める。

(堺市上下水道局公有財産規程の一部改正)

第6条 堺市上下水道局公有財産規程(平成25年上下水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第6条、第7条及び第9条中「経理課長」を「事業サポート課長」に改める。

第10条第1項中「総務部長」を「サービス推進部長」に改め、同条第2項中「経理課長」を「事業サポート課長」に改める。

第11条第1項及び第18条中「経理課長」を「事業サポート課長」に改める。

(堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の一部改正)

第7条 堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程(平成21年上下水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第15条中「総務部長」を「所管部長」に改める。

(堺市下水道条例施行規程の一部改正)

第8条 堺市下水道条例施行規程(平成16年上下水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「及び延滞金」を削り、「総務部」を「サービス推進部」に改め、「職員」の次に「のうち、管理者が指定する者」を加え、同項第2号中「差押」を「差押え」に改め、同条第2項中「呈示」を「提示」に改める。

第22条中「併せて」を「これらを」に改める。

第24条の5第3号中「道路法」の次に「(昭和27年法律第180号)」を加える。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

堺市上下水道局統計取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第11号

堺市上下水道局統計取扱規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局統計取扱規程(昭和31年水道事業所管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」の次に「これらを」を加え、「もつて」を「もって」に改める。

別表中「営業課」を「事業サービス課」に、「水道料金調定」を「水道料金の調定」に、「下水道使用料調定」を「下水道使用料の調定」に、「開閉せん」を「上下水道の使用の開始及び休止」に、「メーター検針状況」を「水道メーターの検針状況」に、「メーター取替状況」を「水道メーターの取替状況」に、「水道料金徴収状況」を「水道料金の徴収状況」に、「下水道使用料徴収状況」を「下水道使用料の徴収状況」に、「大口使用者調」を「水道及び下水道の大口使用者に関すること。」に、「給水装置工事施行の状況」を「給水装置工事の施行状況」に、「排水設備工事施行の状況」を「排水設備工事の施行状況」に、「管種別」を「管種別延長」に、「給配水管等修繕工事施行の状況」を「給配水管等修繕工事の施行状況」に、「下水管等修繕工事施行の状況」を「下水管等修繕工事の施行状況」に、「電力使用量」を「電力の使用量」に、「水質検査」を「水道水の水質検査」に、「経理課」を「経営企画室」に、「総務課」を「事業サポート課」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第12号

堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局会計規程（平成19年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 事業サポート課長
- (3) 事業サービス課長

第10条中「経理課長」を「事業サポート課長」に改める。

第11条第1号中「第1号様式」を「様式第1号（甲）（乙）」に改め、同条第2号中「第2号様式」を「様式第2号（甲）（乙）」に改め、同条第3号中「第3号様式」を「様式第3号（甲）（乙）（丙）（丁）（戊）（己）」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「伝票」を「会計伝票」に改める。

第13条及び第14条中「経理課長」を「事業サポート課長」に改める。

第15条第1項第1号中「第4号様式」を「様式第4号」に改め、同項第2号中「第5号様式」を「様式第5号」に改め、同項第3号中「第6号様式」を「様式第6号」に改める。

第18条中「経理課長」を「事業サポート課長」に改める。

第22条第2項ただし書中「総務部長」を「サービス推進部長」に改める。

第25条第2項中「第7号様式」を「様式第7号(甲)(乙)」に、「第8号様式」を「様式第8号」に、「第9号様式」を「様式第9号」に、「第10号様式」を「様式第10号」に、「毎月末日」を「翌月の第5営業日まで」に、「第11号様式」を「様式第11号」に、「経理課長」を「事業サポート課長」に改め、同項ただし書中「総務部長」を「サービス推進部長」に改める。

第30条第1項中「第12号様式」を「様式第12号(甲)(乙)」に、「第13号様式」を「様式第13号(甲)(乙)(丙)(丁)(戊)(己)(庚)(辛)」に改める。

第31条第1項中「第14号様式(甲)」を「様式第14号(甲)」に改め、同条第2項中「第14号様式(乙)」を「様式第14号(乙)」に改め、「原寸により又は縮小して」を削り、「第15号様式」を「様式第15号」に改める。

第43条第1項中「経理課長」を「経営企画担当課長」に改め、同条第2項本文中「経理課長」を「事業サポート課長」に改め、同項ただし書中「次の」を「執行額が1,000,000円以下のもの及び次の」に、「経理課長」を「事業サポート課長」に改める。

第44条第1項中「勘定科目及び」を削る。

第48条第1項中「第16号様式(甲)」を「様式第16号」に、「第16号様式(乙)」を「様式第16号の2」に改める。

第54条第1項中「第17号様式」を「様式第17号」に改める。

第55条第1項第1号中「第18号様式(甲)」を「様式第18号(甲)」に、「7日」を「の第5営業日」に改め、同項第2号中「7日」を「5営業日」に、「第18号様式(甲)」又は前渡資金精算書(第18号様式(乙))を「様式第18号(甲)(乙)」に改める。

第59条中「第19号様式(甲)」又は概算払精算書(第19号様式(乙))を「様式第19号(甲)(乙)」に、「経理課長」を「事業サポート課長」に改める。

第65条第1項中「第20号様式」を「様式第20号」に改める。

第69条第1号中「第21号様式」を「様式第21号」に改め、同条第2号中「第22号様式」を「様式第22号」に改め、同条第3号中「第23号様式」を「様式第23号」に改める。

第70条第1項中「4か月前」を「6か月前」に、「第24号様式」を「様式第24号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、主管課長が分任物品出納員である場合は、貯蔵品所要調書の作成を省略することができる。

第74条第1項中「第25号様式」を「様式第25号」に改める。

第75条第1項中「第26号様式」を「様式第26号」に改める。

第76条第1項中「第27号様式」を「様式第27号」に改める。

第77条第2項中「第28号様式」を「様式第28号」に改める。

第83条第1項中「第29号様式」を「様式第29号」に改める。

第84条第1号中「取得価格20,000円未満又は1回若しくは」を「1回又は」に改め、同条第2号中「取得価格20,000円以上100,000円未満で」を削る。

第85条中「第30号様式」を「様式第30号」に改める。

第88条第1項中「第31号様式」を「様式第31号」に改める。

第90条の2中「第32号様式」を「様式第32号」に改める。

第92条中「第33号様式」を「様式第33号」に改める。

第96条第1項、第3項及び第4項中「経理課長」を「事業サポート課長」に改める。

第97条中「経理課長」を「経営企画担当課長」に改める。

第100条第1項中「第34号様式」を「様式第34号」に、「経理課長」を「事業サポート課長」に改める。

第103条の2第1項中「経理課長」を「事業サポート課長」に改め、同項第1号中「第35号様式」を「様式第35号」に改め、同項第2号中「第36号様式」を「様式第36号」に改め、同項第3号中「固定資産異動報告書」の次に「(様式第36号の2)」を加える。

第103条の3中「経理課長」を「事業サポート課長」に改める。

第106条、第107条、第112条、第114条第2項、第115条、第116条、第118条並びに第120条第1項及び第3項中「経理課長」を「経営企画担当課長」に改める。

第121条中「第37号様式」を「様式第37号」に、「経理課長」を「経営企画担当課長」に改める。

第122条第1項中「経理課長」を「経営企画担当課長」に改める。

第123条中「第38号様式」を「様式第38号」に、「経理課長」を「経営企画担当課長」に改める。

第124条第1項及び第2項並びに第125条第1項及び第2項中「経理課長」を「経営企画担当課長」に改める。

第126条第1項中「経理課長」を「事業サポート課長」に、「第39号様式」を「様式第39号」に、「第40号様式」を「様式第40号」に改める。

第127条から第129条までの規定及び第131条第1項中「経理課長」を「経営企画担当課長」に改める。

別表中「経理課長」を「事業サポート課長」に、「総務課長」を「危機管理・広報担当課長」に、「営業課長」を「事業サービス課長」に改め、「危機管理担当課長 8」を削る。

附則の次に次の様式目次を加える。

(次の様式目次 別記)

第1号様式(甲)を様式第1号(甲)とし、第1号様式(乙)を様式第1号(乙)とし、第2号様式(甲)を様式第2号(甲)とし、第2号様式(乙)を様式第2号(乙)とし、第3号様式(甲)を様式第3号(甲)とし、第3号様式(乙)を様式第3号(乙)とし、第3号様式(丙)を様式第3号(丙)とし、第3号様式(丁)を様式第3号(丁)とし、第3号様式(戊)を様式第3号(戊)とし、第3号様式(己)を様式第3号(己)とし、第4号様式を様式第4号とする。

第5号様式中「固定資産台帳」を「固定資産台帳」に改め、同様式を様式第5号とする。

第6号様式中「企業債台帳」を「企業債台帳」に改め、同様式を様式第6号と

する。

第7号様式(甲)中

課長		

を削り、同様式を様式第7号(甲)とする。

第7号様式(乙)中

課長		

を削り、同様式を様式第7号(乙)とする。

第8号様式中

課長			

を削り、同様式を様式第8号とする。

第9号様式を次のように改める。

(次のよう 別記)

第10号様式中「月 日」を「日付」に改め、同様式を様式第10号とする。

第11号様式中「課長」を「長」に、「付」を「付け」に改め、同様式を様式第11号とする。

第12号様式(甲)を様式第12号(甲)とし、第12号様式(乙)を様式第12号(乙)とし、第13号様式(その1)を様式第13号(甲)とし、第13号様式(その2)を様式第13号(乙)とし、第13号様式(その3)を様式第13号(丙)とし、第13号様式(その4)を様式第13号(丁)とし、第13号様式(その5)を様式第13号(戊)とし、第13号様式(その6)を様式第13号(己)とし、第13号様式(その7)を様式第13号(庚)とし、第13号様式(その8)から第15号様式までを次のように改める。

(次のよう 別記)

第16号様式(甲)を様式第16号とし、第16号様式(乙)を様式第16号の2とし、第17号様式を様式第17号とし、第18号様式(甲)を次のように改める。

(次のよう 別記)

第18号様式(乙)を様式第18号(乙)とし、第19号様式(甲)を次のように改める。

(次のよう 別記)

第19号様式(乙)を様式第19号(乙)とする。

第20号様式中「有 価 証 券 納 入 書」を「有価証券納入書」に、「締結いたしました」を「締結しました」に、「お預けいたしません」を「預けません」に改め、同様式を様式第20号とする。

第21号様式を様式第21号とし、第22号様式を様式第22号とし、第23号様式を様式第23号とし、第24号様式を次のように改める。

(次のよう 別記)

第25号様式を様式第25号とし、第26号様式を様式第26号とし、第27号様式を様式第27号

とし、第28号様式を様式第28号とし、第29号様式を様式第29号とし、第30号様式を次のように改める。

(次のよう 別記)

第31号様式中「消 耗 品 受 払 簿」を「消耗品受払簿」に改め、同様式を様式第31号とする。

第32号様式から第36号様式までを次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第36号の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

第37号様式を様式第37号とし、第38号様式を様式第38号とし、第39号様式を様式第39号とし、第40号様式を様式第40号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、改正前の堺市上下水道局会計規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市上下水道局会計規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式目次

様式番号	関係条文			名称
	条	項	号	
1 (甲)	11		1	収入伝票
1 (乙)	11		1	収入伝票
2 (甲)	11		2	支出伝票
2 (乙)	11		2	支出伝票
3 (甲)	11		3	振替伝票
3 (乙)	11		3	振替伝票
3 (丙)	11		3	振替伝票
3 (丁)	11		3	振替伝票
3 (戊)	11		3	振替伝票
3 (己)	11		3	振替伝票
4	15	1	1	総勘定元帳内訳簿
5	15	1	2	固定資産台帳
6	15	1	3	企業債台帳
7 (甲)	25	2		水道料金等払込書
7 (乙)	25	2		水道料金等払込書
8	25	2		収納日報
9	25	2		釣銭用資金内訳表
10	25	2		手許現金出納簿
11	25	2		釣銭用資金現在額確認書
12 (甲)	30	1		納付書・払込書
12 (乙)	30	1		納付書・払込書
13 (甲)	30	1		納入通知書
13 (乙)	30	1		納入通知書
13 (丙)	30	1		納入通知書
13 (丁)	30	1		納入通知書
13 (戊)	30	1		納入通知書
13 (己)	30	1		納入通知書
13 (庚)	30	1		納入通知書
13 (辛)	30	1		納入通知書
14 (甲)	31	1		領収印
14 (乙)	31	2		領収印
15	31	2		取扱者印

16	48	1		小切手振出済通知書
16 の 2	48	1		小切手原符
17	54	1		前渡資金整理簿
18 (甲)	55	1	1	前渡資金精算書
18 (乙)	55	1	2	前渡資金精算書
19 (甲)	59			概算払精算書
19 (乙)	59			概算払精算書
20	65	1		有価証券納入書
21	69		1	入庫伝票
22	69		2	出庫伝票
23	69		3	保管転換伝票
24	70	1		貯蔵品所要調書
25	74	1		入庫要求伝票
26	75	1		保管転換要求伝票
27	76	1		出庫要求伝票
28	77	2		貯蔵品使用月報
29	83	1		たな卸数量一覧表
30	85			備品取得報告書
31	88	1		消耗品受払簿
32	90 の 2			備品処分報告書
33	92			備品保管換報告書
34	100	1		固定資産取得報告書
35	103 の 2	1	1	固定資産処分報告書
36	103 の 2	1	2	固定資産保管換報告書
36 の 2	103 の 2	1	3	固定資産異動報告書
37	121			予算流用伺書
38	123			予備費充用伺書
39	126	1		合計残高試算表
40	126	1		資金予算表

様式第9号

釣銭用資金内訳表

年 月 日()

金種		金額						円
		十万	万	千	百	十	一	
10,000円	枚							円
5,000円	枚							円
2,000円	枚							円
1,000円	枚							円
500円	枚							円
100円	枚							円
50円	枚							円
10円	枚							円
5円	枚							円
1円	枚							円
保管金に含まれる釣銭用資金								円
合計								円

	通常・返却	持出
現金取扱員		
確認者		

様式第13号(辛)

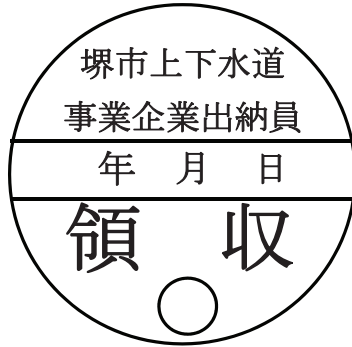
(堺水)											
No. 水道料金等納入通知書控											
お客様番号		用途	口径	家	校	S・Q					
区分	ブロック	町	丁目	画	家	校	C	スベ		ス	
③											
請求年月		年		月		日		随時			
住所		堺市		様		m3					
氏名											
水道料金		千		百		十		円			
納付額	水道料金										
	下水道使用料										C
	合計										スベ
											ス
ただし随時		自		月		日		カ		月	
		至		月		日		日		m3	
受入日付印											
		取扱者印		照合印							

(堺水)											
No. 領収済通知書											
お客様番号		用途	口径	家	校	S・Q					
区分	ブロック	町	丁目	画	家	校	C	スベ		ス	
③											
請求年月		年		月		日		随時			
住所		堺市		様		m3					
氏名											
水道料金		千		百		十		円			
納付額	水道料金										
	下水道使用料										C
	合計										スベ
											ス
ただし随時		自		月		日		カ		月	
		至		月		日		日		m3	
受入日付印		帳簿		消費							
		上下水道局受入印									

(堺水)											
No. 原符											
お客様番号		用途	口径	家	校	S・Q					
区分	ブロック	町	丁目	画	家	校	C	スベ		ス	
③											
請求年月		年		月		日		随時			
住所		堺市		様		m3					
氏名											
水道料金		千		百		十		円			
納付額	水道料金										
	下水道使用料										C
	合計										スベ
											ス
ただし随時		自		月		日		カ		月	
		至		月		日		日		m3	
受入日付印											

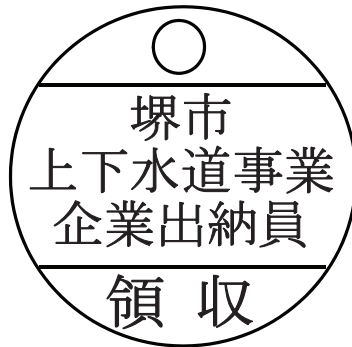
(堺水)											
No. 水道料金等領収書											
お客様番号		用途	口径	家	校	S・Q					
区分	ブロック	町	丁目	画	家	校	C	スベ		ス	
③											
請求年月		年		月		日		随時			
住所		堺市		様		m3					
氏名											
水道料金		千		百		十		円			
納付額	水道料金										
	下水道使用料										C
	合計										スベ
											ス
ただし随時		自		月		日		カ		月	
		至		月		日		日		m3	
上記金額正に領収しました。 ありがとうございます。											
堺市上下水道局 堺市上下水道事業 企業出納員 領収印なきもの及び金額を訂正したものは無効です。											
領収印											

様式第14号 (甲)



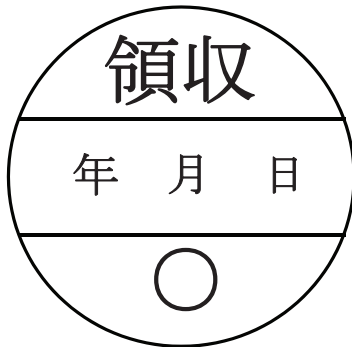
備考 ○には、別表に規定する企業出納員となる者の整理番号を付する。

様式第14号 (乙)



備考 ○には、別表に規定する企業出納員となる者の整理番号を付する。

様式第15号



備考 ○には、現金取扱員の氏名を付する。

様式第 18号 (甲)

前渡資金精算書

資金用途 _____ 年 月分

科目 ① _____
 ② _____
 ③ _____

	受 高			払 高			残 高
	前月迄	本 月	計	前月迄	本 月	計	
①							
②							
③							

摘 要

証書枚数 _____ 枚

現金照合	整理簿

上記のとおり精算します。

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 様

前渡資金受領者(職氏名)

㊟

様式第19号(甲)

概算払精算書

資金用途 _____ 年 月分 _____

科目 ① _____

② _____

③ _____

	受 高			払 高			残 高
	前月迄	本 月	計	前月迄	本 月	計	
①							
②							
③							

摘 要 _____

証書枚数 _____ 枚

上記のとおり精算します。

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 様

事務取扱者(職氏名)

㊟

様式第24号

貯藏品所要調書

年 月 日
 長
 (担当：)

分任物品出納員 様

年度

科目	款		項	目		節	使用予定日	納入場所	備考
	品名	形質寸法		数量	単価				

様式第30号

備品取得報告書

物品出納員 様
 年 月 日
 (担当: 長)

次の備品を取得しましたので報告します。

会計区分	大区分	
取得金額 (税抜)	小区分	
取得年月日	所在地	年 月 日
備考		

備品名称	品番	
納入者	メーカー	

(登録) 備品番号	
--------------	--

様式第32号

備品処分報告書

年 月 日

物品出納員 様

長
(担当 :)

次のとおり備品を処分しましたので報告します。

備品番号	大区分	小区分	備品名称	数量	処分方法
処分年月日		年 月 日			
所在地					
不用となった理由					

様式第33号

備品保管換報告書

年 月 日

物品出納員 様

(担当 : 長)

次のとおり保管換したので報告します。

備品番号	備品名称		数量
保管換年月日	年 月 日		
保管換先名	特 記 事 項		

様式第34号

固定資産取得報告書

事業サポート課長 様
 年 月 日
 (担当: 長)

次の固定資産を取得しましたので報告します。

会計	取得金額 (税抜)	
取得年月日	所在地	
備考	年 月 日	
資産名称	品番	
納入者	メーカー	
(登録) 固定資産番号		

様式第 35 号

固定資産処分報告書

年 月 日

事業サポート課長 様

長
(担当 :)

次の固定資産を処分しましたので報告します。

固定資産番号	目	資 産 名 称	数 量	処分方法
不用となった理由				

様式第36号

固定資産保管換報告書

年 月 日

事業サポート課長 様

(担当: 長)

次のとおり保管換したので報告します。

固定資産番号	目	資 産 名 称	数 量
保管換先名		特 記 事 項	

様式第 36 号の 2

固定資産異動報告書

年 月 日

事業サポート課長 様

長
(担当 :)

次のとおり固定資産の異動がありましたので、報告します。

固定資産番号	資産名称	異動内容	異動した理由



堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。
平成31年3月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第13号

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の一部を改正する規程

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程（平成16年上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条を次のように改める。

（納期等）

第8条 条例第9条第4項本文に規定する負担金の徴収は、15期に分割して行い、その納期は次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これと異なる納期を定めることができる。

(1) 第1期、第4期、第7期、第10期及び第13期 8月1日（第1期にあつては、9月1日）から同月末日まで

(2) 第2期、第5期、第8期、第11期及び第14期 12月1日から同月末日まで

(3) 第3期、第6期、第9期、第12期及び第15期 2月1日から同月末日まで

2 条例第9条第4項第1号に規定する場合であつて、負担金の額が1,500円以上のときの負担金の徴収は、3期に分割して行い、その納期は次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第1期 9月1日から同月末日まで

(2) 第2期 12月1日から同月末日まで

(3) 第3期 2月1日から同月末日まで

3 条例第9条第4項第1号に規定する場合であつて、負担金の額が1,500円未満のときの負担金の徴収は、一括して行い、その納期は9月1日から同月末日までとする。

4 受益者への負担金の納入の通知は、分割納付用納入通知書(兼)領収証書(様式第3号)によって行うものとする。ただし、第10条第1項に規定する一括納付の場合にあつては、一括納付用納入通知書(兼)領収証書(様式第4号)によるものとする。

5 管理者は、受益者が納期の末日（以下「納期限」という。）までに負担金を納付しないときは、納期限後30日以内に堺市都市計画下水道事業受益者負担金督促状（様式第5号）により督促するものとする。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

（徴収額の算定）

第9条 前条第1項の規定により負担金を徴収する場合の各期における負担金の徴収額は、負担金の額を15で除して得た額とする。この場合において、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て第1期の徴収額に合算するものとする。

2 前条第2項の規定により負担金を徴収する場合の各期における負担金の徴収額は、負

担金の額を3で除して得た額とする。この場合において、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て第1期の徴収額に合算するものとする。

第10条の見出し中「報奨金」を「報奨金等」に改め、同条中第2項を第3項とし、同条第1項中「受益者が条例第9条第4項第2号の規定による申出により負担金を」を「前項の規定により受益者が」に、「場合においては」を「場合は」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第9条第4項第2号の規定により、受益者が一括納付を申し出た場合は、申出のあった日以後の納期に係る負担金を一括して徴収するものとする。

第20条を次のように改める。

(滞納処分に係る事務の委任等)

第20条 管理者は、都市計画法第75条第5項の規定により、国税滞納処分の例により徴収することができる負担金の滞納処分に係る事務であって、その権限に属するものうち、次に掲げる事務について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第2項の規定により、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴収職員の権限をサービス推進部に属する職員のうち、管理者が指定する者に委任する。

- (1) 国税徴収法第141条に規定する調査のための質問又は検査に関すること。
- (2) 国税徴収法第47条及び第142条に規定する滞納者の財産の差押え及び捜索に関すること。

2 前項各号に掲げる事務の権限を委任された職員は、その職務を行う場合は、下水道事業受益者負担金滞納処分職員証（様式第19号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(賦課徴収に係る事務)

第21条 負担金の賦課徴収に関する事務に従事する職員は、その職務を行う場合は、下水道事業受益者負担金賦課徴収事務職員証（様式第20号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第11条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第14条、第15条関係）」に改め、同表の2の項中「独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に係るアルコール販売事業及び国有林野特別会計に係る事業の用に供する土地であって昭和40年3月17日付け建設省都市局長通達が指定する土地及び地方公営企業法に基づく企業の用に供している土地」を削る。

様式第1号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第3号から様式第5号までの規定中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

「
様式第6号及び様式第9号中 住所..... を
氏名.....

」
 「
 住 所 に改める。
 氏 名 ㊟

」
 様式第12号中「第 号」を削る。

様式第18号中「第18条」を「第19条」に改める。

様式第19号の表面中「表」を「表面」に、「下水道事業受益者負担金徴収職員証」を「下水道事業受益者負担金滞納処分職員証」に、「本証有効期限」を「本証の有効期限」に改め、同様式の裏面中「裏」を「裏面」に改め、「賦課徴収に関する調査のために質問し、若しくは検査する場合又は受益者負担金の」を削り、「呈示」を「提示」に改める。

様式第19号の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、改正前の堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

堺市都市計画下水道事業
受益者申告書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程第3条の規定に基づき、次のとおり申告します。

土地所有者 (電話番号)

(住所)

(氏名)

提出期限	年 月 日
負担区	単位負担金額 円

受益		土地所在地		土地積		土地所有者以外		受益者	
土地	の	在	地	積	権利	地積	種類	種類	受益者
区	の	在	地	積	種類	地積	種類	種類	者
					地質使用貸借	m ²	上	権	者
					地質使用貸借	m ²	上	権	印
					地質使用貸借	m ²	上	権	印
					地質使用貸借	m ²	上	権	印
					地質使用貸借	m ²	上	権	印
					地質使用貸借	m ²	上	権	印

様式第20号(第21条関係)

(表面)

第	号	
下水道事業受益者負担金賦課徴収事務職員証		
	所 属 堺市上下水道局	
職氏名		
(年 月 日生)		
年 月 日発行		
堺市公共下水道管理者		
堺市上下水道事業管理者		
(本証の有効期限 年 月末日)		

(裏面)

- 1 本証は、受益者負担金の賦課徴収に関する調査のために質問し、又は検査する場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 有効期限が満了したとき、又は退職、転職等により本証が不要となったときは、直ちに返還しなければならない。

上下水道局告示

堺市上下水道局告示第2号

堺市上下水道事業の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関の指定（平成19年上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

2 収納取扱金融機関の項中「株式会社 関西アーバン銀行」を「株式会社 関西みらい銀行」に改め、「株式会社 近畿大阪銀行」を削る。

教育委員会告示

堺市教育委員会告示第6号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡の指定があり、堺市文化財保護条例（平成3年条例第5号）第34条第2項の規定に基づき、次の堺市指定史跡の指定は解除されたので、同条第3項において準用する同条例第5条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月29日

堺市教育委員会
教育長 中 谷 省 三

解除された堺市指定史跡

名 称（種別）	員数	所在地	所 有 者
ニサンザイ古墳周濠（史跡）	1基	堺市北区百舌鳥西之町3丁 420-1、424-2の各一部	堺市長 竹山修身